文京区バリアフリー基本構想

平成２８年、３月

文京区

区長挨拶

誰もが暮らしやすい安全で快適なまちづくりをめざして

本区におけるバリアフリーに関する取組みは、法や条例等の規定に基づき、駅や道路の改修、施設の新築・改築などの機会を捉え、行政や事業者等が各自の責任において整備を進めることで成果を挙げて参りました。一方で、事業主体や施設利用者の対象が異なる施設間での移動に関しては、一体性・連続性が図られていないことが新たな課題となっています。また、交通対策基本法、障害者差別解消法等の法整備が進み、これまで以上にハードのまちづくりとソフトの福祉政策が連携した、心や情報の視点からのバリアフリー推進の必要性が高まっています。

こうれいしゃ、障害者、妊産婦、けがをしているかたなど誰もが同じように暮らすことができる「ノーマライゼーション」の理念が浸透してきており、安全で快適に自立した生活を営むことができる環境整備が求められています。

２０２０年には、オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることから、国内がいから訪れるパラリンピアンや観光客を含め、誰もが安全に移動し、施設を利用することができるよう、バリアフリーの整備を進めなければなりません。

このような社会状況の変化を踏まえ、区内全域を重点整備地区とする「文京区バリアフリー基本構想」を策定いたしました。策定にあたっては、こうれいしゃや障害者団体、子育て世代、地域の皆様、公共交通機関や施設設置管理者を委員とする協議会を設置し、各委員の状況等について相互に理解を深め、誰もが暮らしやすい安全で快適な移動の円滑化の促進に向けて、様々な立場からご協議いただきました。

また、まち歩きワークショップや地域懇談会をはじめ区民説明会、パブリックコメントにおいても多数のご意見をいただき、これらのご意見は可能な限り本基本構想に反映いたしました。文京区バリアフリー基本構想に掲げた目標「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の実現に向け全力で取り組んでまいります。

結びに、本基本構想の策定にあたり長期間の協議・検討にご尽力いただきました各位、貴重なご意見やご提案をいただきました皆さまに厚く御礼申し上げます。

平成２８年、２０１６年、３月

文京区長、成澤ひろのぶ

もくじ

第１章、策定の背景

１の１、バリアフリー基本構想とは

１の２、背景と目的

１の３、区の概況

１の４、区民参加の取組

１の５、バリアフリーに関連する動き

第２章、バリアフリー法について

２の１、バリアフリー法の概要

２の２、バリアフリー基本構想で定める事項

第３章、文京区バリアフリー基本構想の基本的な考え方

３の１、文京区バリアフリー基本構想の位置づけ

３の２、バリアフリーの目標

３の３、目標年次

３の４、文京区におけるバリアフリーの推進

３の５、検討組織及び策定の経過

第４章、重点整備地区の設定

４の１、重点整備地区の設定

４の２、生活関連施設及び生活関連経路の設定

第５章、移動等円滑化に関する事項

５の１、移動等円滑化に関する主な基準等

５の２、移動等円滑化に向けた配慮事項

第６章、心のバリアフリー等のソフト施策

６の１、心のバリアフリーの推進

６の２、区の特性に応じたソフト施策等の推進

第７章、地区別計画に関する基本方針

７の１、都心地域

７の２、したまち隣接地域

７の３、山の手地域東部

７の４、山の手地域中央

７の５、山の手地域西部

第８章、バリアフリー基本構想の実現に向けて

８の１、地区別計画の策定

８の２、バリアフリー基本構想の進行管理

参考資料

第１章、策定の背景

１の１、バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、バリアフリー法（正式名称、こうれいしゃ、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、平成１８年施行）、第２５条に基づき、区市町村が定めるものです。

バリアフリー基本構想制度は、こうれいしゃ、障害者等が利用する施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区において、重点的かつ一体てきなバリアフリーを推進することをねらいとしており、これによりだれもが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。

但し書き

「こうれいしゃ、障害者等」は、法律の解説においては「こうれいしゃ、障害者、妊産婦、けが人等」とされていますが、ベビーカー利用者等、子育てをしている人も移動や施設の利用に制約があることから、文京区バリアフリー基本構想では対象者に含めて検討を行いました。

１の２、背景と目的

本区では、法や条例に基づき、行政や事業者がそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、事業主体や対象が異なる施設間でのバリアフリーの一体性・連続性が図られていない側面が課題となっています。また、交通政策基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法の施行等を受け、まちづくり（ハード面）と福祉施策（ソフト面）が連携した、心や情報のバリアフリーの視点を含むバリアフリー推進の必要性が高まっています。

さらに、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京２０２０大会」）において、野球・ソフトボールが追加競技種目として採用された際には、東京ドームが競技会場となる可能性が高く、また、他の競技種目では区の施設が公式練習じょうとなることが考えられます。開催を契機に、こくないがいから多数訪れる観光客や障害者に配慮した、より充実したバリアフリー対応が求められます。隣接したちよだ区、台東区、荒川区では既にバリアフリー基本構想に基づき面的なバリアフリー整備が進められていることから、隣接区との連続的なバリアフリー化への配慮も必要となります。

これらの状況を踏まえ、行政・区民・事業者等が一体となってバリアフリー基本構想を策定しました。これにより、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、公園管理者、建築物管理者などの各事業者が共通の方針に基づき主体的に事業を推進し、重点的かつ一体てきなバリアフリーを実現していきます。

１の３、区の概況

あ、位置と地形、面積

本区は、東京２３区の中心地に近く、ちよだ区、しんじゅく区、台東区、豊島区、北区、荒川区、の６つの区と隣接しています。

地形は、多くの河谷によって台地が刻みこまれており、２０メートル前後の高低差を持つ変化に富んだものとなっています。従来から、この起伏のある地形を巧みに利用して、土地の使い分けが行われてきました。

台地の尾根筋と谷には、主要な道路が配置され、その沿道は、商業・業務施設とマンション等の立地が多くなっています。台地上にあるかつての大名屋敷跡地は、大学のキャンパスや大規模緑地として利用されているほか、良好な低層住宅地となっています。また、その他の台地じょう及び斜面地は、おおむね低層住宅が中心となった土地利用となっていますが、なかには住環境・防災面で課題を有する地域がみられます。一方、低地部においては中小の工場の集積がみられ、台地上の住宅地と比較すると密集した市街地となっています。

面積は11.29平方キロメートル、２３区ちゅう２０番目の大きさであり、都区部面積の約1.8％です。

以下、図１ 、文京区の地形を掲載。

い、人口等

ａ、人口・世帯

人口及び世帯すうは、平成28年１月１日現在で人口210,312人、世帯すう114,459世たいとなっており、どちらも増加傾向にあります。（住民基本台帳より）

以下、図２、文京区の人口、世帯すうを掲載。

ｂ、こうれいしゃ

こうれいしゃじんこうは、平成28年１月１日現在で42,081人、高齢化率20.0％となっており、増加傾向にありますが、東京都の高齢化率（22.1％、東京都総務局統計部）より低い数値となっています。（住民基本台帳より）

以下、図３、文京区のこうれいしゃじんこう及び高齢化率を掲載。

ｃ、子ども

年少人口（０～１４歳の人口）は、平成28年１月１日現在で24,635人で、年少人口比率は11.7％となっており増加傾向にあります。（住民基本台帳より）

以下、図４、文京区の年少人口及び年少人口比率を掲載。

ｄ、外国人

外国人人口は、平成28年１月１日現在で8,333人となっています。（住民基本台帳より）

以下、図５、文京区の外国人登録人口を掲載。

ｅ、障害者

身体障害者手帳しょじ者数は4,717人、愛の手帳しょじ者数は811人（それぞれ平成26年６月１日現在）、精神障害者保健福祉手帳交付すうは590人（平成26年度）となっています。いずれも増加傾向にあります。（文京の統計及び福祉・衛生統計年報より）

以下、図６、文京区の身体障害者手帳しょじ者数を掲載。

以下、図７、文京区の愛の手帳しょじ者数を掲載。

以下、図８、文京区の精神障害者保健福祉手帳交付すうを掲載。

う、交通施設

ａ、鉄道

区内には20の地下鉄駅があり、すべての駅が乗降客すう3,000人以上の特定旅客施設となっています。江戸川橋駅で現在工事中のエレベーター整備が完了すると、すべての駅で、地上からホームまで係員の対応が不要なバリアフリー経路が確保されます。また、多機能トイレや乳幼児設備、オストメイト対応設備は、すべての駅で整備されています。東京メトロ南北線、丸ノ内線、有楽町線、都営おおえど線、三田線のすべての駅でホームドアが整備されています。

表１、文京区ないの鉄道駅における乗降客すう及びバリアフリー整備状況

（乗降客すうは平成２６年度いちにち平均、整備状況は平成２７年１０月現在。東京都交通局及び東京メトロウェブページ掲載データを基に作成）

駅１、都営地下鉄おおえど線、飯田ばし

乗降客すう、30,360人

地上から改札、整備済み

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、整備済み

駅２、東京メトロ有楽町線、江戸川ばし

乗降客すう、50,379人

地上から改札、昇降機

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、整備済み

駅３、東京メトロ丸ノ内線、御茶ノ水

乗降客すう、55,540人

地上から改札、整備済み

改札からホーム、整備済み（同じ階）

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、整備済み

駅４、都営地下鉄三田線、春日

乗降客すう、63,233人

地上から改札、整備済み

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、整備済み

駅５、都営地下鉄おおえど線、春日

乗降客すう、54,748人

地上から改札、整備済み

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、整備済み

駅６、東京メトロ丸ノ内線、後楽園

乗降客すう、97,773人（南北線後楽園駅との合計）

地上から改札、整備済み

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、整備済み

駅７、東京メトロ南北線、後楽園

乗降客すう、97,773人（丸ノ内線後楽園駅との合計）

地上から改札、整備済み

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、整備済み

駅８、東京メトロ有楽町線、護国寺

乗降客すう、39,052人

地上から改札、整備済み

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、整備済み

駅９、東京メトロ丸ノ内線、新大塚

乗降客すう、23,420人

地上から改札、整備済み

改札からホーム、整備済み（同じ階）

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、整備済み

駅１０、都営地下鉄三田線、水道橋

乗降客すう、44,540人

地上から改札、整備済み

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、整備済み

駅１１、都営地下鉄三田線、千石

乗降客すう、31,543人

地上から改札、整備済み

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、整備済み

駅１２、東京メトロちよだ線、千駄木

乗降客すう、26,050人

地上から改札、整備済み（同じ階）

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、未整備

駅１３、東京メトロ南北線、東大前

乗降客すう、26,539人

地上から改札、整備済み

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、整備済み

駅１４、東京メトロちよだ線、根津

乗降客すう、26,527人

地上から改札、整備済み

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、未整備

駅１５、都営地下鉄三田線、白山

乗降客すう、47,278人

地上から改札、整備済み

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、整備済み

駅１６、東京メトロ南北線、本駒込

乗降客すう、21,096人

地上から改札、整備済み

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、整備済み

駅１７、都営地下鉄おおえど線、本郷三丁目

乗降客すう、19,282人

地上から改札、整備済み

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、整備済み

駅１８、東京メトロ丸ノ内線、本郷三丁目

乗降客すう、51,404人

地上から改札、整備済み（同じ階）

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、整備済み

駅１９、東京メトロ丸ノ内線、茗荷谷

乗降客すう、70,584人

地上から改札、整備済み（同じ階）

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、整備済み

駅２０、東京メトロちよだ線、湯島

乗降客すう、33,315人

地上から改札、整備済み

改札からホーム、整備済み

多機能トイレ、整備済み

乳幼児設備、整備済み

オストメイト、整備済み

ホームドア、未整備

ｂ、道路

文京区都市マスタープランでは、区内の道路を主要幹線道路、生活幹線道路、主要生活道路及び生活道路の４種類に区分し、沿道の土地利用や周辺地域の特性を踏まえながら、各道路が担う役割を明確にしています。また、主要幹線道路や生活幹線道路の整備、細街路拡幅整備、コミュニティ道路整備等に取り組むことにより、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、子ども、こうれいしゃ、障害者などだれもが安全で快適に歩くことのできる連続性のある歩行空間の整備を進めることとしています。

以下、図９、道路・交通ネットワーク方針図を掲載。

ｃ、路線バス

区内には、都営バスとコミュニティバスビーぐるが運行しています。

都営バスは、１０路線で運行しており、主要幹線道路や生活幹線道路を中心に路線やバス停留所が設置されています。

一方、ビーぐるは、公共交通不便地域ともよりの鉄道駅を接続し、交通利便性の向上を図ることを目的に、千駄木・駒込ルートと目白台・小日向ルートの２路線をそれぞれ２０分間隔で運行しています。

都営バス、ビーぐるともに、すべての車両がノンステップバス化されています。

１の４、区民参加の取組

文京区バリアフリー基本構想策定にあたり、区民アンケート調査やこうれいしゃ・障害者団体への意向把握調査、区民参加型のまち歩きワークショップ・地域懇談会等を実施し、区内のバリアフリーに関して区民のみなさまのご意見をお伺いする機会を設けました。

各取組の主な内容は以下のとおりです。

表２、文京区バリアフリー基本構想検討における区民参加の取組

項目１、区民アンケート調査

目的、区内のバリアフリーに関する関心度や課題を把握するとともに、バリアフリーに関する情報提供や啓発を行う。

概要

調査期間、平成２６年１２月２６日～平成２７年１月１６日

対象者、住民基本台帳を基に無作為抽出した、区内在住の満１８歳以上の区民

配布、1,047票、回収314票（回収率約30％）

項目２、こうれいしゃ・障害者への意向調査

目的、区民アンケート調査では捕捉できない当事者意見を抽出する。

概要

調査期間、平成27年1月～平成27年2月

対象者、こうれいしゃ・障害者団体の代表者

こうれいしゃ・障害者団体の代表者に回答用紙を直接配付し、団体で取りまとめ記載いただいたものを直接回収。

項目３、まち歩きワークショップ

目的、移動等円滑化に関する事項や区独自に配慮すべき事項に区民意見を反映する。

概要

開催び、平成27年7月15日

参加者、区民委員、区民委員ご紹介者、大学生など27名（交通事業者及び事務局を除く）

４つの検証テーマを設定し、３班に分かれて現地確認・意見交換を実施。

検証テーマ及び主な検証経路、施設

あ、鉄道駅周辺のバリアフリー

東京メトロ御茶ノ水駅、JR御茶ノ水駅

い、道路のバリアフリー

白山通り、外堀通り、文京区道

う、建築物のバリアフリー

湯島地域活動センター、シビックホール、とう大病院

え、都市公園のバリアフリー

小石川後楽園、後楽公園

項目４、地域懇談会

目的、文京区都市マスタープランに沿った５地区別に、施設等の利用状況や利用しやすさ、課題点等について把握する。

概要

開催び、平成27年7月27日

参加者、区民委員、区民委員ご紹介者など 46名（学識経験者及び事務局を除く）

文京区都市マスタープランに示す５地区（都心地域、したまち隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）について４班に分かれて懇談。

項目５、パブリックコメント

目的、文京区バリアフリー基本構想（素案）への区民意見を把握する。

概要

実施期間、平成２７年１２月１日～３１日

区ホームページでの公表、区施設への冊子の配架、区報特集号の発行、区民説明会（3回）の実施により周知

意見数、77件

１の５、バリアフリーに関連する動き

あ、国の取組

国では、平成６年に、不特定多数の人たちや、主にこうれいしゃや身体障害者などが使う建築物のバリアフリー化を進めるため、「ハートビル法」（正式名称：こうれいしゃ、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律　平成14年改正）が制定され、平成12年には、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化を図るための「交通バリアフリー法」（正式名称：こうれいしゃ、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）が制定されました。

そして、平成18年には、こうれいしゃ、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、移動等円滑化に関してより一体てき・総合的な施策の推進を図るため、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「バリアフリー法」（正式名称：こうれいしゃ、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が施行され、平成23年3月には、バリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針の改正により平成32年度を目標年度とする新たな方針が示されました。

また、国民等の交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保及び向上等に関する基本理念等を定めた「交通政策基本法」（平成25年施行）や、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的とした「障害者総合支援法」（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　平成25年施行）、障害者に対する差別を解消するための措置について定めた「障害者差別解消法」（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律　平成28年4月施行予定）が施行するなど、こうれいしゃや障害者なども含めた、あらゆる人々が社会活動に参加し、自己実現するための環境整備に向けた動きがより一層高まっています。

さらに、平成２７年８月に、東京２０２０大会に向けて「チーム・ジャパンで取り組むバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策」を発表し、ユニバーサル社会の実現にむけた施策を推進しています。

い、都の取組

都では、平成7年に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定しています。こうれいしゃや障害者を含めたすべての人が円滑に利用できるようにするため、建築物、道路、公園、公共交通施設など、規則で定める施設の所有者又は管理者に、整備基準への適合努力義務を課すことにより、都内のバリアフリー化を推進してきました。

平成21年に改正した条例では、条例の理念をバリアフリーからユニバーサルデザインとし、整備基準への適合を努力義務から遵守義務とするなど、より実効性を高めた内容としています。

また、バリアフリー法第14条第3項の規定により、「建築物バリアフリー条例」（正式名称：こうれいしゃ、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、平成15年施行、平成18年改正）を定めており、建築物のバリアフリー化の義務付け対象の拡大や整備基準の強化をおこなっています。

う、区の取組

区では、福祉のまちづくりを推進するとともに、社会福祉の増進を図ることを目的として、「文京区福祉環境整備要綱」（昭和60年施行、平成14年改正）や国の法律、「東京都福祉のまちづくり条例」（平成７年施行、平成21年改正）に基づき、区内の公共的性格をもつ建築物、道路、公園等のバリアフリー化を推進してきました。

また、「心のバリアフリーハンドブック」（平成25年）、「カラーユニバーサルデザインを含む情報提供ガイドライン」（平成26年）の発行など、心と情報のバリアフリーに関する普及にも積極的に取り組んでいます。

さらに、障害者差別解消法の施行に伴い、障害者差別解消推進本部を設置し、職員対応要領を策定するなど、さまざまな取組を行っています。

え、近隣自治体の取組

本区の隣接区では、バリアフリー法に基づくバリアフリー基本構想（又は交通バリアフリー基本構想）を策定しており、各区内で特にこうれいしゃ、障害者等の利用が多い地区等における重点的かつ一体てきなバリアフリー整備が行われています。

そのうち、ちよだ区、台東区、荒川区の重点整備地区は本区に接しており、しのばず通りや本郷通りではバリアフリー基本構想に基づく特定事業が位置づけられるなど、バリアフリー化が推進されています。

第２章、バリアフリー法について

２の１、バリアフリー法の概要

バリアフリー法は、こうれいしゃ、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会環境の整備を目指しており、公共交通機関、建築物、都市公園、ろがいちゅうしゃじょう、歩行空間等の新設じにおける移動等円滑化基準への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推進するものです。また、バリアフリー基本構想制度を活用して、駅を中心とした地区や、こうれいしゃ、障害者等がよく利用する施設が集積した地区における施設・経路のバリアフリー化を図ることで、重点的かつ一体てきなバリアフリー化を推進することを狙いとしており、これによりだれもが暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

２の２、バリアフリー基本構想で定める事項

バリアフリー基本構想では、バリアフリー法に基づき、以下の内容を明示することが定められています。

表３、バリアフリー基本構想で定める事項

項目１、重点整備地区における移動等円滑化の基本方針

内容、バリアフリー基本構想作成の背景・理由や移動等円滑化の基本的な考え方など

項目２、重点整備地区の位置・区域

内容、重点整備地区の範囲や境界設定の考え方

項目３、生活関連施設・生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項

内容、生活関連施設・生活関連経路の選定や施設の整備方針など

項目４、実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

内容、公共交通・道路・ろがいちゅうしゃじょう・都市公園・建築物・交通安全特定事業、その他事業

項目５、その他の事項

内容、ソフト施策（心のバリアフリーの推進、情報提供、マナーの向上等）、地域特性に応じた施策、バリアフリー基本構想作成後の事業推進方法等についてなど

以下、図10、バリアフリー基本構想制度のイメージを掲載。

以下、こうれいしゃ、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の概要を掲載。

第３章、文京区バリアフリー基本構想の基本的な考え方

３の１、文京区バリアフリー基本構想の位置づけ

文京区バリアフリー基本構想は、区のまちづくりの方針を示す都市マスタープランを踏まえ、バリアフリーのまちづくりに関する総合的な区施策の方向性を示すとともに、法に基づき事業の進捗を図ることを目指すものです。また、関連する、区や都の施策と連携・整合を図るとともに、交通政策基本法、障害者差別解消法等の関連法の考え方を反映した構想として策定したものです。

以下、図11、文京区バリアフリー基本構想の位置づけを掲載。

３の２、バリアフリーの目標

点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう。

本区では、これまでにも道路や公共施設など施設個別のバリアフリー化を推進してきましたが、文京区バリアフリー基本構想では、これまでの取組を統合・拡充し、一体てきに推進するとともに、区民意見を十分に反映した施策とします。さらに、行政・区民・事業者等のそれぞれが人的支援や意識啓発などの心のバリアフリーに取り組み、ハード・ソフトが連携しながら区全体のバリアフリーを進めていきます。

３の３、目標年次

文京区バリアフリー基本構想の目標年次は、おおむね10年後の平成37年度に設定します。また、「文京区基本構想」並びにバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年次である平成32年度には、中間評価を実施します。

３の４、文京区におけるバリアフリーの推進

本区では、バリアフリー基本構想の策定を契機として、区全域のバリアフリー推進に取り組んでいきます。以下に、文京区におけるバリアフリー基本構想の進めかたを示します。

あ、平成27年度に「文京区バリアフリー基本構想」を策定

文京区バリアフリー基本構想（本冊子）では、バリアフリー法に基づき、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路、移動等円滑化に関する事項などの基本的事項を定めています。

また、平成37年度を目標年次とした事業の具体化に向けた基本的な考え方として、地区別計画に関する基本方針（特定事業等の基本方針）を定め、平成28年度以降の地区別計画作成を見据えたバリアフリー基本構想策定後の進めかたを示しています。

い、平成28年度以降に「文京区バリアフリー基本構想に基づく地区別計画」を作成

文京区バリアフリー基本構想では、特定事業等の実施に向けた基本的な事項及び進めかたを定めます。平成28年度以降は、このバリアフリー基本構想に基づき、地区別の具体的な検討を行います。必要に応じて施設・経路の追加を行い、バリアフリー法に基づく特定事業計画をとりまとめます。検討段階においては、区民参加により具体的な課題抽出を行うとともに、関係事業者との調整を図ります。

う、平成29年度以降に地区別計画に基づく特定事業等を実施

地区別計画に基づき、バリアフリー基本構想の目標年次である平成37年度に向けて各施設設置管理者が特定事業を実施します。事業実施段階においても区民参加が図られるように、各施設設置管理者へ働きかけていきます。

以下、図12、文京区バリアフリー基本構想の進めかたを掲載。

３の５、検討組織及び策定の経過

文京区バリアフリー基本構想の策定にあたっては、学識経験者・障害者・こうれいしゃ・その他区民・施設管理者・事業者・関係行政機関等で組織する「文京区バリアフリー基本構想策定協議会」を中心として、庁内関係者で組織する「庁内検討部会」及び「庁内検討委員会」と連携した検討を行いました。

また、区民参加の機会として、具体的なバリアフリー課題の検証や配慮事項の整理をおこなった「まち歩きワークショップ」や「地域懇談会」における区民意見をじゅうぶんに反映するとともに、「事業者説明会」で生活関連施設に設定される建築物等の管理者への周知・理解を呼びかけることにより、より質の高い実効性のあるバリアフリー基本構想の策定に努めました。

さらに、区民参加による検討内容を広く公開するとともに、心のバリアフリーの周知、啓発を図ることを目的として、文京総合福祉センター祭りに参加し、「心のバリアフリーワークショップ」を実施しました。

以下、図13、検討組織の関係図を掲載。

以下、図14、策定の経過を掲載。

第４章、重点整備地区の設定

４の１、重点整備地区の設定

バリアフリー法で重点整備地区に該当すべき要件として定められている配置要件、課題要件、効果要件から総合的に判断し、地区を設定します。

あ、配置要件（バリアフリー法、第2条第21号イ）

生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

区全域が駅からの徒歩圏であり、区境に接したJR駅も含め、多様な移動・利用を想定します。

い、課題要件（バリアフリー法、第2条第21号ロ）

生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

区で共通の地域性（坂道の多さ、病院、大学の立地等）を考慮した地区の設定をします。

う、効果要件（バリアフリー法、第2条第21号ハ）

当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体てきに実施することが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区であること。

地域間を結ぶ幹線道路の連続性に配慮した経路・事業等の位置づけに留意します。

本区は区域が比較的小さく、区全体に共通するバリアフリー課題を検討することが重要です。

また、地域特性を踏まえた構想とすること、重点整備地区の要件としておおよそ400ha未満とされている（移動等円滑化の促進に関する基本方針）ことから、文京区都市マスタープランに示す５地区（都心地域、したまち隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区として設定します。

以下、図１５、文京区都市マスタープランに示す５地区を掲載。

４の２、生活関連施設及び生活関連経路の設定

あ、生活関連施設の設定

生活関連施設は、「こうれいしゃ、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」とバリアフリー法で定義されています。

文京区の特徴として、病院や大学等の施設が多数立地するとともに、地域活動センターやこうれいしゃ施設、図書館等の施設が全域に配置されています。

このように文京区には、区外からの来訪者も多く訪れる施設（主に鉄道駅等の公共交通機関でのアクセスが想定）と、地域住民の活動やコミュニティの場等として利用される施設（主に徒歩やバス等でのアクセスが想定）があり、これらの施設がこうれいしゃや障害者等の多様な区民等に利用されています。このような状況を踏まえ、以下に示す考え方に基づき生活関連施設を設定します。

表４、生活関連施設の設定の考え方

ａ、鉄道駅

抽出する施設、すべての鉄道駅

抽出の考え方、3,000人/日以上が利用する特定旅客施設を抽出（区内の鉄道駅はすべて該当）

ｂ、公共（窓口）施設

抽出する施設、区役所・地域活動センター・郵便局（ゆうゆう窓口のある大店舗）

抽出の考え方、公共性が高く、こうれいしゃ・障害者等、多数の利用者が見込まれる施設を抽出

ｃ、集会施設

抽出する施設、区民センター・交流館など

抽出の考え方、公共性が高く、こうれいしゃ・障害者等、多数の利用者が見込まれる施設を抽出

ｄ、福祉施設

抽出する施設、こうれいしゃ・障害者・子育て支援施設、社会福祉協議会、等

抽出の考え方、公共性が高く、こうれいしゃ・障害者等、多数の利用者が見込まれる施設を抽出

ｅ、保健施設・病院

抽出する施設、保健サービスセンター・総合病院（病床数１００床以上）

抽出の考え方、公共性が高く、こうれいしゃ・障害者等、多数の利用者が見込まれる施設を抽出

ｆ、文化・教養・教育施設

抽出する施設、大学（ホール等を有するもの）・特別支援学校・生涯学習施設・図書館・ミュージアム（概ね500平方メートル以上）・スポーツ施設、等

抽出の考え方、公共性が高く、こうれいしゃ・障害者等、多数の利用者が見込まれる施設を抽出

ｇ、大規模店舗

抽出する施設、店舗面積が1000平方メートル以上の大規模小売店舗

抽出の考え方、公共性が高く、大規模小売店舗立地法の適用対象面積の施設を抽出

ｈ、宿泊施設

抽出する施設、客室数50以上のホテル又は旅館

抽出の考え方、バリアフリー法でバリアフリールームの設置義務が課せられる施設を抽出

ｉ、都市公園等

抽出する施設、１ｈａ以上の公園・運動場、等

抽出の考え方、都市公園や運動場、植物えんなどのうち、大規模で近隣または広域からの利用がみこまれるものを抽出

ｊ、その他

抽出する施設、協議会や区民意見を踏まえて抽出する

但し書き、主な駐車場は建築物に付随していると想定し抽出しない。

なお、指定した生活関連施設は特定事業の対象施設となります。各施設設置管理者による特定事業の実施について、地区別計画の作成段階において具体的な内容を協議し、実施可能な項目について特定事業計画に位置づけ、バリアフリー化を推進していきます。

い、生活関連経路の設定

生活関連経路は、「生活関連施設間の経路」とバリアフリー法で定義されています。

区の生活関連施設の配置状況を俯瞰すると、主要な幹線道路沿道には鉄道駅や公共施設、病院、大学、商業施設等の施設が立地しており、生活関連施設間の経路として重要な歩行者ネットワークとなっています。

また、幹線道路に囲まれた街区内では、福祉施設や地域活動センター等の施設が主要な生活道路沿道やその近傍に立地しています。

これらの経路は、文京区都市マスタープランの道路・交通ネットワーク方針に位置づけられており、主要幹線道路、生活幹線道路、主要生活道路として安全で快適な道路網の整備などを進めることとしています。

これらの主要な経路と生活関連施設を結ぶ経路や、生活関連施設相互を結ぶ経路などのネットワーク化を図ることにより、広域的なアクセス利用や地域的な回遊利用まで有機的に結びつくことになり、利便性の高い歩行者ネットワークが構築されます。

上記を踏まえ、以下の考え方に基づき生活関連経路を設定し、バリアフリー化を推進します。

表５、生活関連経路の設定の考え方

ａ、１次経路

対象路線、国道・都道、主要幹線道路（区道）、生活幹線道路（区道）

考え方、歩行者ネットワークの根幹となる経路

事業推進の考え方、移動等円滑化基準に留意し整備推進、「移動等円滑化に関する事項」に配慮し整備推進

ｂ、２次経路

対象路線、生活関連施設に関わる主要生活道路（区道）

考え方、１次経路から派生するネットワークとなる経路

事業推進の考え方、安全で快適な道路環境の整備推進、「移動等円滑化に関する事項」に配慮し整備推進

ｃ、３次経路

対象路線、生活関連施設までの区道（都市マスタープランに位置付けのない道路）

考え方、1次、2次経路から生活関連施設までの経路

事業推進の考え方、安全で快適な道路環境の形成と案内の充実等、「移動等円滑化に関する事項」に配慮し整備推進

なお、３次経路は、１次経路からの経路を優先的に設定（２次経路経由で最短で行ける場合はその経路を設定）することを原則とし、１次経路からの設定が適切でない場合（延長が長い、階段になっている等）は、２次経路から設定するものとします。具体の経路設定にあたっては、地域懇談会等での意見を踏まえ、利用が想定される経路を優先して設定することに配慮しました。

以下、図１６、文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区図を掲載。

以下、表６、生活関連施設一覧を掲載。

第５章、移動等円滑化に関する事項

５の１、移動等円滑化に関する主な基準等

各施設のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

表７、移動等円滑化に関する主な基準等

あ、移動等円滑化基準

項目１、公共交通

名称

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）

所管及び作成年月

こくど交通省、省令

平成１８年、１２月

項目２、道路

名称

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）

所管及び作成年月

こくど交通省、省令

平成１８年、１２月

名称

移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準

所管及び作成年月

こくど交通省、省令

平成１８年、１２月

項目３、公園

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）

所管及び作成年月

こくど交通省、省令

平成１８年、１２月

項目４、建築物

名称

移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）

所管及び作成年月

こくど交通省、政令

平成１８年、１２月

名称

こうれいしゃ、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）

所管及び作成年月

こくど交通省、省令

平成１８年、１２月

項目５、交通安全

名称

こうれいしゃ、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準

所管及び作成年月

国家公安委員会、規則

平成１８年、１２月

項目６、駐車じょう

名称

移動等円滑化のために必要な特定ろがい駐車じょうの構造及び設備に関する基準（ろがい駐車じょう移動等円滑化基準）

所管及び作成年月

こくど交通省、省令

平成１８年、１２月

い、ガイドライン等

項目１、公共交通

名称

公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン、バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）

所管及び作成年月

こくど交通省、省令

平成２５年６月

名称

公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン、バリアフリー整備ガイドライン（車両等編）

所管及び作成年月

こくど交通省、省令

平成２５年６月

項目２、道路

名称

増補、改定版、道路の移動等円滑化整備ガイドライン

所管及び作成年月

財団法人こくど技術研究センター

平成２３年８月

項目３、公園

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

所管及び作成年月

こくど交通省

平成２４年３月

項目４、建築物

名称

こうれいしゃ、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

所管及び作成年月

こくど交通省

平成２４年７月

追補版平成２７年７月

う、条例等

項目１、公共交通、道路、公園、建築物等

名称

東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

所管及び作成年月

東京都

平成２６年９月

項目２、道路

名称

都どうにおける移動等円滑化の基準に関する条例

所管及び作成年月

東京都

平成２４年、１２月

項目３、公園

東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例

所管及び作成年月

東京都

平成２４年、１２月

項目４、建築物

名称

こうれいしゃ、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）

所管及び作成年月

東京都

平成１８年、１２月

項目５、交通安全

名称

東京都こうれいしゃ、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例

所管及び作成年月

東京都

平成２４年、１２月

項目６、駐車じょう

名称

駐車じょうユニバーサルデザインガイドライン

所管及び作成年月

財団法人東京都道路整備保全公社

平成１９年２月

名称

障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン

所管及び作成年月

東京都

平成２５年、８月

項目７、トイレ

名称

生活者の視点に立ったトイレ整備の指針、とうきょうトイレ、その方向性

所管及び作成年月

東京都福祉のまちづくり推進協議会

平成１８年７月

５の２、移動等円滑化に向けた配慮事項

こうれいしゃや障害者等を含むすべての人が利用しやすい施設の整備に向けて、アンケートやワークショップ、地域懇談会を実施し、区民から現状の課題や意見等を収集しました。その中から特に要望が多かった内容を施設ごとに移動等円滑化に向けた配慮事項として整理しました。

施設整備においては、構造上の制限や整備財源等、さまざまな課題がありますが、可能な限りこれらの配慮事項を踏まえた整備が望ましいと考えます。このため、施設管理者や関係機関と連携し、整備手法等についても協議しながら、各施設のさらなるバリアフリー化を検討します。

あ、公共交通の移動等円滑化

ａ、旅客施設（鉄道駅）

項目１、通路

共通の配慮事項

主要な出入口から各ホームまでのバリアフリー化された経路を確保する。また、利用客すうが多い駅については、バリアフリー経路の増設に努めるとともに、他の経路と比べて極端に遠回りにならないようにする（乗換じも同様）。

動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる誘導経路を確保する（視覚障害者誘導用ブロックの配置）。

項目２、上下移動

共通の配慮事項

階段は、だんばなの色を強調し、段を識別しやすいようにする。

エレベーターは、障害者が利用しやすい構造とする（じゅうぶんな広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急じ等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。

エスカレーターは、上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置する。

項目３、ホーム

共通の配慮事項

転落防止のため、ホームドアや可動式ホームさく、または内方線付点状ブロックを設置する。

ホームの幅員が狭い箇所には、車いす使用者や視覚障害者に配慮した注意喚起や安全対策を実施する。

ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。

乗降位置を表示するとともに、視覚障害者がわかりやすい位置に点字を貼付する。

乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。

視覚障害者やこうれいしゃに配慮した適切な照度を確保する。

項目４、券売機等

共通の配慮事項

車いす使用者でも近づきやすいよう、けこみを設け、タッチパネルが見やすい（反射しない）券売機等を設置する。

インターホン等を活用できない聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。

項目５、トイレ

共通の配慮事項

車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する（じゅうぶんな広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など）。

多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置する（ベビーチェアやようじ用便座など）。

多機能トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、車いす使用者やこうれいしゃ等の利用に配慮し、低い位置に設置する。

非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。

項目６、案内設備

共通の配慮事項

バリアフリー化された経路やのりつぎ経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。

エスカレーターによる経路が連続していない場合（途中から階段による上下移動が必要となる場合）は、あらかじめその旨がわかるように経路のたん部に案内を掲示する。

改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置がわかる触知案内図を設置する。

サインの情報内容や表現方法、設置位置がわかりやすいように配慮するとともに、可変式情報表示装置を設置し、緊急じ等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。

エレベーターや多機能トイレでは、障害者等が優先てきに利用できるように配慮する（案内の表示など）。

項目７、人的対応、心のバリアフリー

共通の配慮事項

職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。

筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。

駅や車両利用のマナー、ルール等について、利用者への啓発を行う。

以下、旅客施設のバリアフリー化の参考として、ホームドア、可動式ホームさく、内方線付点状ブロックの写真を掲載

ｂ、バス

項目１、車両

共通の配慮事項

ノンステップ化や車いす使用者やベビーカーが利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を促進する。

項目２、バス乗降じょう、停留所

共通の配慮事項

バス停へのベンチ・上屋の設置やじゅうぶんな待合スペースを確保する。（道路管理者との連携）

バスがせいちゃく（停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良する。（道路管理者との連携）

項目３、案内設備

共通の配慮事項

バス乗降じょうや停留所における案内を充実する（わかりやすい路線図・のりつぎ案内、ノンステップバス運行の表示、多言語表記など）。

バス接近表示システムの導入（音声案内・電光表示）を促進する。

項目４、人的対応、心のバリアフリー

共通の配慮事項

バス停への正着やニーリング（車両を傾けて段差を緩和する）を徹底する。

多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。

筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。

バス利用のマナー、ルール等について、利用者への啓発を行う。

以下、バスのバリアフリー化の参考事例としてノンステップバス、バリアフリー化されたバス停留所の写真を掲載

ｃ、タクシー

項目１、車両

共通の配慮事項

車いす使用者等も利用できる福祉タクシーの導入を促進する。

項目２、人的対応、心のバリアフリー

共通の配慮事項

多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。

筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。

い、道路の移動等円滑化

ａ、歩道のある道路

項目１、整備

共通の配慮事項

歩道の大規模改良・更新じに移動等円滑化基準に適合した道路整備を行うとともに、コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。

車両乗入れ部や交差点部における歩道内の勾配をゆるくする。

バス停留所を設置する歩道は、バスに円滑に乗降できる高さとし、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、十分な待合スペースを確保する。（バス事業者と連携）

車いす使用者やベビーカー利用者が移動しやすい舗装を行う。

歩車道境界ブロックは、視覚障害者が認識でき、車いすが円滑に通行できるものにする。

歩車道境界やバス停留所、生活関連施設を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。（関係事業者と連携）

歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ（グレーチング）などは、はくじょうや車いすの移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。

歩行者等の通行の支障とならない範囲で、日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設の設置に努める。

歩道の安全性を高めるため、自転車走行空間整備を推進する。

項目２、安全対策

共通の配慮事項

電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。

長く続く坂道では、車いす使用者等が安心して滞留できるスペース（平坦な踊り場等）やこうれいしゃ等が休憩できるベンチの設置に努める。また、道路利用者に対して、助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置に努める。

項目３、案内設備

共通の配慮事項

生活関連経路上の主要な箇所（駅周辺、主要交差点、生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。

エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラム等を活用し、大きくわかりやすいものの設置に努める。

項目４、維持管理

共通の配慮事項

舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。

工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。

項目５、人的対応、心のバリアフリー

共通の配慮事項

視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。

自転車利用者へのルール、マナーの啓発を推進する。（交通管理者と連携）

ｂ、歩道のない道路

項目１、整備

共通の配慮事項

コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。

歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ（グレーチング）などは、はくじょうや車いすの移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。

バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。（バス事業者と連携）

項目２、安全対策

共通の配慮事項

路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（交通管理者と連携）

電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。

長く続く坂道では、滑りにくい舗装に配慮するとともに、必要に応じて手すりの設置などを検討する。また、道路利用者に対して、助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置に努める。

項目３、案内設備

共通の配慮事項

生活関連経路上の主要な箇所（生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。

項目４、維持管理

共通の配慮事項

舗装や案内設備などの適切な維持管理に配慮する。

工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。

項目５、人的対応、心のバリアフリー

共通の配慮事項

放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物及び植栽の枝などへの指導を行い、適切な機能を確保する。

自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（交通管理者と連携）

以下、道路のバリアフリー化の参考事例として、バリアフリー化された歩道、歩道のあるコミュニティ道路、歩道がなく路面表示のあるコミュニティ道路、歩道がなく狭さくのあるコミュニティ道路、坂道にある助け合いの意識を喚起する標識、急な坂道に手すりを設置した例の写真を掲載

う、信号機等の移動等円滑化

項目１、信号機等

共通の配慮事項

生活関連経路上の信号交差点には、バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式など）を設置するとともに、付帯機材の位置に配慮する。

主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、エスコートゾーンの設置を検討する。

こうれいしゃ、障害者が安全に横断できるよう適切な青時間を確保する。（歩行者用青信号の延長など）。

標識、標示の高輝度化や信号機のＬＥＤ化により見やすさを向上する。

項目２、安全対策

共通の配慮事項

歩道のない生活道路では、路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（道路管理者と連携）

項目３、人的対応、心のバリアフリー

共通の配慮事項

自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（道路管理者と連携）

以下、信号機等のバリアフリー化の参考事例として、エスコートゾーン、経過時間表示式信号機の写真を掲載

え、建築物の移動等円滑化（駐車じょうを含む）

項目１、出入口、敷地内通路

共通の配慮事項

道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。

主要なでいりぐちは自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者やベビーカー利用者等に配慮したはばを確保する。（８０ｃｍ以上）

項目２、建物内通路

共通の配慮事項

主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。（１２０ｃｍ以上）

主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。

項目３、上下移動

共通の配慮事項

２階以上の建築物には、エレベーターを設置する。

エレベーターは、障害者が利用しやすい構造とする（じゅうぶんな広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急じ等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。

階段は、だんばなの色を強調し、段を識別しやすいようにする。

階段には両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。

項目４、トイレ

共通の配慮事項

車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する（じゅうぶんな広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など）。

多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置する（ベビーチェアや幼児用便座など）。

多機能トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、車いす使用者やこうれいしゃ等の利用に配慮し、低い位置に設置する。

非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。

項目５、駐りんじょう、駐車じょう

共通の配慮事項

利用者などの駐りんが出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。

でいりぐちに近い場所にじゅうぶんな広さの障害者用駐車施設（はば350cm以上）を設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。

項目６、案内設備

共通の配慮事項

バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。

建築物でいりぐちやトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。

エレベーターや多機能トイレでは、障害者等が優先的に利用できるように配慮する（案内の表示など）。

病院など順番待ちのある施設では、呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。

項目７、その他設備

共通の配慮事項

受付や記入台は、車いす使用者が接近しやすい構造とする。

貸出し用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。

授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。

講演を行うホール等では磁気ループを導入し、設備が使える旨を主催者や参加者に周知する。

項目８、人的対応、心のバリアフリー

共通の配慮事項

職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

建築物出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを配置し、受付・窓口からは職員が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。

多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。

コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示する。

道路に面した敷地内には歩行者が休憩できるベンチの設置を検討する。

以下、建築物のバリアフリー化に関する図を各項目で記載

お、都市公園の移動等円滑化

項目１、出入口

共通の配慮事項

敷地境界（道路等と公園敷地）に通行の支障となる段差や勾配を設けない。

車いす使用者やベビーカー利用者等が通るのにじゅうぶんな出入口はばを確保する（90cm以上）。

歩道上から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。

項目２、えんろ

共通の配慮事項

主要なえんろは平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。

主要なえんろには段差を設けない。

主要なえんろは車いす使用者等が通るのにじゅうぶんな通路はばを確保する（120cm以上）。

項目３、トイレ

共通の配慮事項

車いす使用者用が円滑に利用できる多機能トイレを設置する（じゅうぶんな広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など）。

項目４、休憩施設

共通の配慮事項

日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。

車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。

項目５、案内設備

共通の配慮事項

バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける（必要に応じて点字表示・音声案内など）。

項目６、維持管理

共通の配慮事項

えんろやトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。

利用者の駐りんが、でいりぐちやスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。

項目７、その他設備

共通の配慮事項

庭園など文化的景観を有する公園では、可能な範囲でえんろ等のバリアフリー化に努めるとともに、整備が難しい場合には案内などによる情報提供を充実する。

避難場所に指定されている場合は、音声放送設備だけでなく電光掲示等による文字情報の提供設備の設置にも配慮する。

項目８、管理事務所がある場合の人的対応、心のバリアフリー

共通の配慮事項

職員による案内やサポート、悪路に対応した車いすの貸出などの対応を充実する。

多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。

コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示する。

以下、都市公園のバリアフリー化に関する図を掲載

第６章、心のバリアフリー等のソフト施策

６の１、心のバリアフリーの推進

「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の目標のもと、区全体で取組を進めていくためには、道路や建築物などをバリアフリー化するだけでなく、その整備を補完するような人的支援などのソフト面での対応を進めるとともに、こうれいしゃ、障害者などへの無理解、偏見、差別をなくし、その社会参加に積極的に協力していくことが必要です。

区・事業者・区民がそれぞれの役割を理解し、積極的に心のバリアフリーに取り組むことが期待されます。以下に、それぞれに求められる役割や取組例を示します。

あ、区の取組

区は、窓口業務などをはじめとした区民サービスにおいては、こうれいしゃ、障害者等に最も身近に接する事業者でもあります。区の職員はこうれいしゃ、障害者、妊婦や子育てをしている人などへの理解を深め、適切な対応の方法等を学ぶとともに、区民が利用する施設などでは、積極的に人的支援やサービスの充実などの心のバリアフリーに取り組むことが期待されます。また、区民への意識啓発や理解を深めるための機会を提供することが求められます。

区では、障害等への理解を深めるための職員研修や人権研修などを毎年実施しています。また、平成２５年に「心のバリアフリーハンドブック」を作成し、イベントなどの機会をとらえて広く区民に配布するなど、障害者や障害の特性についての理解の促進を図っています。文京区バリアフリー基本構想の検討にあたっては、ハンドブックの概要版としてパンフレットを作成し、アンケート実施の機会に広く周知を行いました。小・中学校においても、ハンドブックを教材として配布するとともに、こうれいしゃや障害者の擬似体験、こうれいしゃ施設を訪問してのふれあい、乳児とふれあう「赤ちゃん登校日」を実施するなどの福祉教育に力を入れて取り組んでいます。

さらに、人権週間や障害者週間での関連行事の開催、認知症サポーターの養成、マタニティハラスメントの防止など、様々な機会を通じて人権意識や心のバリアフリーの啓発を図っています。

今後は、文京区バリアフリー基本構想の策定を契機として、まちづくりと福祉や教育等の部署が連携し、区民等への啓発をさらに進めていきます。また、障害者差別解消法の施行にあたり、障害者への不当な差別的取扱いが禁止され、合理てき配慮が義務化されることを踏まえ、適切な対応を進めるための検討や、関係する事業者、区民等への情報提供を進めていきます。

い、事業者の取組

文京区バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画では、各事業者は、第5章に掲げた移動等円滑化に関する事項（基準・配慮事項）を踏まえて具体的な事業計画を定めることとなります。このなかでは、「人的対応・心のバリアフリー」に関する事業についても具体的に定め、実施状況について随時確認していくことで取組を推進していきます。

また、障害者差別解消法の施行にあたり、障害者への合理てき配慮の努力義務が課せられることも踏まえ、生活関連施設以外の小規模な施設や、具体的な特定事業を位置づけない施設等においても、それぞれの事業者が可能な範囲でこうれいしゃ、障害者等が安心して施設を利用できるための配慮や工夫に取り組むことが求められます。

う、区民の取組

バリアフリー法では、国民の責務として、「こうれいしゃ、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、こうれいしゃ、障害者等の円滑な移動及び施設利用を確保するために協力するよう努める」ことを求めています。

一人ひとりの区民が視覚障害者誘導用ブロックに自転車を停めない、困っている人を見かけたら声をかけるなど、日常的な配慮や支援をすることで、多くのこうれいしゃ、障害者がより安心して外出できるようになります。

また、区などが提供する機会や資料などを活用し、積極的にさまざまな障害の特徴などについて調べたり、障害のある人との交流を深めたりすることで、心のバリアをなくしていくことが求められます。

６の２、区の特性に応じたソフト施策等の推進

公共交通、道路、交通安全、建築物、公園等の個別の特定事業にはあたらないその他の施策について、バリアフリーの視点から配慮すべき事項や今後取り組むべき事項について以下に示します。

あ、観光・情報のバリアフリー、公共サイン整備

まちの移動、利用に関する観光・情報のバリアフリーについては、区の複数の部署が連携し、案内ばんや避難じょ表示板への多言語表記やQRコードの設置、多言語版観光リーフレットの作成、「文の京」外国人おもてなし隊育成事業などを通じて、外国人をはじめとした来訪者でも安心して移動できるまちづくりを推進しています。

文京区バリアフリー基本構想の推進にあたっては、地区別計画の検討等において、駅から主要な施設までの公共交通、道路、施設の各事業者が連携した重点的な案内の充実など、より多様な主体の連携・協力によるわかりやすさの向上が求められます。

また、東京２０２０大会に向けて、ボランティアを活用した人的対応の充実など、ハード・ソフトが連携した観光・情報のバリアフリー推進が課題となります。

い、坂道のバリアフリー

区民アンケートやワークショップ、地域懇談会では、区の特徴である坂道について、バリアフリーの視点からの移動の困難について多くの意見が出されました。

第５章の移動等円滑化に向けた配慮事項では、意見をふまえた坂道での対応として、車いす使用者等が安心して滞留できるスペース（平坦な踊り場等）やこうれいしゃ等が休憩できるベンチの設置、助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置、滑りにくい舗装、手すりの設置などの配慮事項を示しました。

今後は、具体的な場所を対象とした整備のあり方や標識のデザインなどを検討していく必要があります。

う、歩行空間の安全な利用

地域懇談会では、駅周辺や商店がいを中心に、看板などによる道路の不法占用や放置自転車の問題に関する意見、歩道を通行する自転車の利用マナーに関する意見が多く出されました。

区内の幹線道路では、自転車レーンや自転車ナビマークが整備された箇所がありますが、通行に危険を感じる人が多く、じゅう分に活用されていないという意見も出されました。

こうれいしゃ、障害者のみならずベビーカー利用者や子どもなど、多くの人が利用する道路では、道路整備だけでなく、だれもが安心して通行できるよう、継続的な取組が必要です。特に自転車については、違法駐りん車両の撤去や自転車利用者へのマナー啓発をはじめ、自転車走行空間の整備とあわせた車道通行を促すための安全対策など、総合的な対策が必要です。

また、特に混雑する通勤・通学時間帯などのゆずりあいの励行、歩きながらスマートフォン等を操作しないなど、心のバリアフリーと連携した取り組みが求められます。

え、バリアフリーに関する情報発信

これまで、都の条例等に基づいて個別に進めてきたバリアフリー整備については、取組について広く周知をおこなっているとは言えない状況でした。今後は、施設等のバリアフリー情報の充実を図るとともに、文京区バリアフリー基本構想に基づき事業を推進していくにあたり、事業者の連携によって実現した整備や、区民参加で検討した取り組み、バリアフリーについて工夫した点などについて、協議会を活用して共有し、広報やホームページ等を活用して周知していくことが必要です。

また、工事中や非常時のバリアフリー情報（利用不可・迂回など）を音声や文字情報で提供するなど、状況に応じた情報発信の充実が求められます。

第７章、地区別計画に関する基本方針

文京区バリアフリー基本構想の策定後、重点整備地区について、次年度以降、順次地区別計画を策定していくこととなります。

ここでは、前章までの文京区全体の移動等円滑化に関する方針を踏まえ、地域懇談会での意見等を参考に、よりきめ細かい地区ごとのバリアフリー化（特定事業等）に向けた方針を示します。地区別計画策定の際は、本章の内容を基本としつつ、各地区内でのまち歩きワークショップなどを通じて、より具体的な課題を明らかにし、事業の位置づけ（特定事業計画等）に向けた検討を進めていきます。

７の１、都心地域

都心地域におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

あ、東京２０２０大会の競技会場等として使用されることを想定し、周辺のバリアフリー化を目指します。

ａ、駅、競技会場を中心とした周辺歩行空間の連続的なバリアフリー化の推進

ｂ、東京メトロ後楽園駅、都営春日駅及び主要施設における乗換や施設間の経路案内の更なる充実

ｃ、連続的な歩行空間整備に伴うわかりやすいバリアフリールートの確立

い、駅周辺における利便性・安全性の高いバリアフリー化を目指します。

ａ、駅周辺や主要施設における区外隣接駅（水道橋駅や御茶ノ水駅等）との乗換も含めた経路案内の充実

ｂ、こうれいしゃ利用が多いことを踏まえた御茶ノ水駅の上下移動の更なる円滑化の推進

う、安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

ａ、千川通りにおけるバリアフリー化の積極的な推進

ｂ、生活関連経路の主要な交差点等における視覚障害者の安全な横断環境整備の推進

ｃ、坂道における休憩場所の設置などの推進

え、自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

ａ、自転車走行空間の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルールの徹底

ｂ、坂道での車いす使用者等への手助けなどの心のバリアフリーの推進

７の２、したまち隣接地域

したまち隣接地域におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

あ、地区の骨格となる幹線道路網のバリアフリー化を目指します。

ａ、しのばず通り、言問通りなどのバリアフリー化の積極的な推進

い、利用者の多い施設周辺の一体てきかつ連続的なバリアフリー化を目指します。

ａ、病院や大学、根津・千駄木周辺における安全な歩行空間の確保

ｂ、区外からの利用者を想定した駅のバリアフリー情報や主要施設へのルート、施設出入口周辺における案内の充実

う、生活道路における歩行空間のバリアフリー化を目指します。

ａ、歩行者や車いす使用者の通行を妨げる障害物の撤去、移設

ｂ、コミュニティ道路整備による安全な歩行空間確保の推進

ｃ、坂道における休憩場所の設置などの推進

え、生活者と来訪者相互の心のバリアフリーを目指します。

ａ、歩行空間への駐りん・駐車対策の強化

ｂ、沿道店舗等によるもてなし・サポートや、狭い道でのゆずりあいなどの心のバリアフリーの推進

お、自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

ａ、自転車走行空間の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルールの徹底

７の３、山の手地域東部

山の手地域東部におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

あ、幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

ａ、白山駅周辺における安全かつ快適な歩行空間の確保に向けたバリアフリー化の推進

ｂ、国道17号やしのばず通り、白山通り、本郷通りなどの主要幹線道路の歩道及び交差点におけるバリアフリー整備の推進

い、主要施設周辺の一体てきかつ連続的なバリアフリー化を目指します。

ａ、住宅市街地内の生活道路における安全・快適な道路環境の整備の推進

ｂ、駅周辺や主要施設における施設間の経路案内の充実による回遊性の向上

う、だれもがアクセス可能で楽しめる名勝地等のバリアフリー化を目指します。

ａ、名勝地等におけるバリアフリー整備の推進

ｂ、人的対応や案内の充実などソフト的な取組の推進

え、自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

ａ、自転車レーン・自転車ナビマーク等の利用啓発や自転車利用ルールの徹底

７の４、山の手地域中央

山の手地域中央におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

あ、茗荷谷駅・護国寺駅周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

ａ、しのばず通り、春日通り、音羽通り等を中心とした、主要幹線道路・生活幹線道路のバリアフリーネットワークの形成

ｂ、こうれいしゃ・障害者だけでなく、特別支援学校の生徒や子ども、学生などが安心して通行できる歩行環境をハード・ソフト両面から構築

い、施設・道路が連携した主要施設周辺のバリアフリー化を目指します。

ａ、大学や文京総合福祉センター、文京スポーツセンター周辺における、道路・施設相互の連携によるバリアフリー整備の推進や案内の充実

ｂ、駅周辺における主要施設までの案内の充実によるわかりやすさの向上

う、だれもが歩いて楽しめる坂のまちとしてのバリアフリー対応を目指します。

ａ、小さな凹凸の改善や退避スペース（平坦部）の確保などバリアフリー整備の推進

ｂ、車いす使用者への手助けやベンチの設置などソフト的な取組の推進

え、自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

ａ、自転車レーン等の利用に関する周知など自転車利用ルールの徹底

７の５、山の手地域西部

山の手地域西部におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

あ、江戸川橋駅周辺や筑波大学附属視覚特別支援学校周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

ａ、江戸川橋駅、巻石通り、文京総合福祉センター間の安全な歩行空間の形成

ｂ、しのばず通りの拡幅整備推進と部分的な早期改善

ｃ、駅周辺における主要施設への案内の充実によるわかりやすさの向上

ｄ、商店がいでの駐りん対策や通行ルールの啓発等による自転車と歩行者との安全な共存空間の形成

い、安全に通行できるよう、バリアフリーに配慮した坂道での対策を目指します。

ａ、坂道における退避スペースの確保やベンチの設置などの推進

ｂ、急な坂道での滑りにくい舗装、非常時につかまれるさくや手すりなどの対策の推進

う、歩行者のための散策経路のバリアフリー化を目指します。

ａ、公園や神田川沿いの道路における安全な歩行空間の確保

ｂ、憩いの場づくりやベンチの設置などソフト的な取組の推進

え、こうれいしゃ・障害者が特に多く利用する地域での心のバリアフリーを目指します。

ａ、困っている人への積極的な声かけなどの心のバリアフリーの推進

お、自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

ａ、自転車走行空間の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルールの徹底

第８章、バリアフリー基本構想の実現に向けて

８の１、地区別計画の策定

バリアフリー基本構想の実現に向けて、バリアフリー法では、バリアフリー基本構想に基づき各事業者が具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、それぞれ事業を実施することが定められています。

本区では、第3章の「3.4、文京区におけるバリアフリーの推進」に示すとおり、平成28年度以降に文京区バリアフリー基本構想に基づく「地区別計画（バリアフリー法に基づく特定事業計画を含む）」を順次策定します。策定にあたっては、区民参加により具体的な課題抽出を行うとともに、関係事業者との調整を図り、地区別方針に則った具体的な事業計画をとりまとめます。

地区別計画は、文京区都市マスタープランに示す５地区（都心地域、したまち隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）ごとに策定します。各施設におけるバリアフリー整備の早期着手を促進することから、平成29年度までの策定を目指し、順次検討を進めます。

ひょう８、地区別計画の策定予定

あ、平成28年度

対象地区、都心地域、したまち隣接地域

い、平成29年度

対象地区、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部

８の２、バリアフリー基本構想の進行管理

国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、バリアフリー法に基づく特定事業計画に則った事業推進のみならず、実施された事業の成果について評価を行い、必要に応じてバリアフリー基本構想の見直しや新たなバリアフリー基本構想の作成を行うことが望ましいとされています。

本区では、「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、バリアフリー基本構想に基づく地区別計画の策定（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のＰＤＣＡサイクルに基づき、バリアフリー基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を推進します。

具体的には、地区別計画に基づく事業の進捗状況について関係する事業者に毎年度照会をおこなって推進協議会で確認するとともに、平成32年度には中間評価として多様な区民参加のもと事業実施後の確認やさらなる改善の提案等を行います。そして、目標年次の平成37年度以降は、バリアフリー基本構想の評価や改定の必要性について検討します。

また、ソフト施策等の推進の一環として、推進協議会の場を活用しながら心のバリアフリーに関する研修会等の取組を継続的に展開するなど、より多くの区民のかたに参加いただく機会を設けながら、心のバリアフリー等の普及・啓発を推進していきます。

以下、図17、文京区バリアフリー基本構想におけるＰＤＣＡサイクルのイメージを掲載

参考資料

参考1、文京区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

文書番号、26文都都第572号

平成27年3月26日、区長決定

あ、設置

第１条、こうれいしゃ、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第２６条第１項の規定に基づき、文京区バリアフリー基本構想（以下「バリアフリー基本構想」という。）の策定に必要な協議を行うため、文京区バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

い、所掌事務

第２条、協議会は、次に掲げる事項について協議する。

１、重点整備地区の選定に関すること。

２、バリアフリー基本構想の策定に関すること。

３、その他区長が必要があると認めた事項に関すること。

う、組織

第３条、協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員４０人以内をもって組織する。

（１）学識経験者

（２）障害者団体、こうれいしゃ団体等を代表する者

（３）公募区民

（４）関係行政機関

（５）施設管理者

（６）交通管理者

（７）関係事業者

（８）前各号に掲げる者のほか、区長が必要があると認めた者

え、任期

第４条、委員の任期は、２年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

お、会長及び副会長

第５条、協議会に会長及び副会長各１人を置く。

２、会長は、第３条第１号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。

３、会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４、副会長は、会長が指名する。

５、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

か、幹事

第６条、協議会に幹事を置く。

２、幹事は、企画政策部長、福祉部長、都市計画部長、土木部長、企画政策部企画課長、福祉部福祉政策課長、福祉部障害福祉課長、都市計画部都市計画課長及び土木部管理課長の職にある者とする。

き、意見聴取等

第７条、会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

く、庶務

第８条、協議会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

け、その他

第９条、この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則、この要綱は、平成２７年３月２６日から施行する。

参考２、文京区バリアフリー基本構想策定協議会、委員名簿

区分１、学識経験者

１、岩手県立大学、総合政策学部、教授、もとだよしたか

２、東京大学、大学院工学系研究科建築学専攻、教授、にしでかずひこ

区分２、区民、障がい者団体

３、文京区視覚しょうがい者協会、よしだみなこ

４、文京区肢体障害者福祉協会、こにしけいいち

５、文京区内部疾患友の会、さいたそういち

６、文京区聴覚障害者協会、あらいけんじ

７、文京区肢体不自由児者父母の会、すみともたかこ

８、文京区家族会、だいもんまさる

９、文京区知的障害者（児）の明日を創る会、さとうすみこ

区分３、区民、こうれいしゃ団体

10、文京区こうれいしゃクラブ連合会、みやけあやこ

区分４、区民、商店街

11、文京区商店街連合会、のがみしんきち

区分５、区民、町会

12、文京区町会連合会、もろとめかずお

区分６、区民、地域員

13、文京区民生委員児童委員協議会、しもだかずえ

区分７、区民、公募

14、かみぬまとしひろ

15、やつもんじよしこ

16、いもとさおり

17、かとうかおり

区分８、関係行政機関、国

18、国土交通省、関東運輸局、交通環境部、消費者行政・情報課長、まつもとあつし

区分９、関係行政機関、東京都

19、東京都、都市整備局、都市基盤部、交通企画課長、（平成２７年７月１５日まで）、いけうちこうすけ、（平成２７年７月１６日から）、たにざきけいいち

区分10、施設管理者、国道

20、国土交通省、関東地方整備局、東京国道事務所、交通対策課長、はいしまひろのぶ

区分11、施設管理者、都道

21、東京都、建設局、第六建設事務所、管理課長、はしもとはるひこ

区分12、施設管理者、区道

22、文京区、土木部、道路課長、さくまやすいち

区分13、施設管理者、都立公園

23、東京都、建設局、東部公園緑地事務所、管理課長、たなかいさお

区分14、施設管理者、区立公園

24、文京区、土木部、みどり公園課長、はしもとまんたろう

区分15、交通管理者、警視庁

25、富坂警察署、交通課長、たかはしかつひさ

26、大塚警察署、交通課長、ふじやまかずや

27、本富士警察署、交通課長、つねよしただひろ

28、駒込警察署、交通課長、ながたかずみ

区分16、交通事業者、地下鉄

29、東京地下鉄株式会社、鉄道統括部、移動円滑化設備整備促進担当課長、かめやままさる

30、東京都、交通局、総務部、（平成２７年７月１５日まで）、技術調整担当課長、しらいしりゅういちろう、（平成２７年７月１６日から）、総合技術調整担当課長、おごせけいじ

区分17、交通事業者、都営バス

31、東京都、交通局、自動車部、計画課、事業改善担当課長、わだあきら

区分18、交通事業者、区コミュニティバス

32、日立自動車交通株式会社、部長代理、にしくぼひろみつ

区分19、関係事業者

33、こうれいしゃあんしん相談センター富坂、事業所長、もちづきおさむ

参考３、文京区バリアフリー基本構想策定協議会、幹事名簿

１、文京区企画政策部長、さとうまさこ

２、文京区福祉部長、ふじたけいこ

３、文京区都市計画部長、なかむらけんじ

４、文京区土木部長、なかじまひとし

５、文京区企画政策部企画課長、たけこしじゅん

６、文京区アカデミー推進部観光・国際担当課長、兼務、アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当課長、あつたなおみち

７、文京区福祉部福祉政策課長、こはたみつのぶ

８、文京区福祉部障害福祉課長、すどうなおこ

９、文京区都市計画部都市計画課長、うぬまひでゆき

10、文京区土木部管理課長、おのみつゆき

参考４、検討経緯

１、第１回、文京区バリアフリー基本構想策定協議会

開催日、平成27年５月29日（金）

主な検討内容

あ、文京区バリアフリー基本構想について

い、策定にかかる基礎調査について（報告）

う、検討に向けた活動・組織（案）

え、バリアフリー基本構想策定に向けた基本方針（案）

２、まち歩きワークショップ

開催日、平成27年7月15日（すい）

主な検討内容

現地確認及び意見交換、（参加者27名）

テーマ、鉄道駅周辺、道路、建築物、都市公園のバリアフリー

３、地域懇談会

開催日、平成27年7月27日（げつ）

主な検討内容

『文京区都市マスタープラン』に沿った５地区別に懇談、（参加者46名）

４、第２回、文京区バリアフリー基本構想策定協議会

開催日、平成27年８月28日（金）

主な検討内容

あ、まち歩きワークショップ・地域懇談会の実施報告

い、重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路（案）について

う、移動等円滑化に関する事項（案）について

え、文京区バリアフリー基本構想の骨子（案）について

５、第３回、文京区バリアフリー基本構想策定協議会

開催日、平成27年11月9日（げつ）

主な検討内容

文京区バリアフリー基本構想の素案について

６、心のバリアフリーワークショップ

開催日、平成27年11月15日（にち）

主な検討内容

あ、地域懇談会の結果のパネル展示と意見募集

い、「心のバリアフリーの木」の作成

う、こうれいしゃ・障害者等の疑似体験

７、パブリックコメント

開催日、平成27年12月1日（か）から12月31日（もく）まで

主な検討内容

あ、パブリックコメントの実施

い、区民説明会（3回）の実施

８、事業者説明会

開催日、平成27年12月21日（げつ）

主な検討内容

あ、文京区バリアフリー基本構想について

い、施設設置管理者の取り組みについて

う、障害者差別解消法について

９、第4回、文京区バリアフリー基本構想策定協議会

開催日、平成28年1月26日（か）

主な検討内容

あ、パブリックコメントの結果について

い、文京区バリアフリー基本構想（案）について

注釈、各協議会前に庁内検討部会・庁内検討委員会を実施、（検討内容は協議会と同様）

参考5、区民アンケート調査の結果（抜粋）

設問１、区内の鉄道駅（地下鉄）の状況について

回答の傾向

あ、回答者の６割以上が週に２から３回程度以上と日常的に地下鉄を利用。

い、後楽園・春日、千石、茗荷谷、千駄木駅の利用者が比較的多い。JR（区外）との乗換駅である御茶ノ水・水道橋・飯田橋で地下鉄を利用している人は比較的少ない。丸ノ内線と都営三田線の利用が多い。

う、回答者の半数以上が駅の利用しやすさ、わかりやすさに満足している。

設問２、区内を運行する都営バスの状況について

回答の傾向

あ、回答者の６割程度が月に１回程度以上都営バスを利用。週２から３回程度以上の日常利用は2割程度。

い、回答者の６割以上が都営バスの乗り降りのしやすさ、わかりやすさに満足している。

設問３、コミュニティバス、ビーぐるの状況について

回答の傾向

あ、回答者の半数以上がビーぐるを利用していない。週２から３回程度以上の日常利用は約４％。

い、回答者の半数程度がビーぐるの乗り降りのしやすさ、わかりやすさに満足している。

設問４、区内を運行するタクシーの状況について

回答の傾向

あ、回答者の半数以上がタクシーをほとんど利用していない。週２から３回程度以上の日常利用は約１割。

い、回答者の６割程度がタクシーの利用しやすさに満足している。

ａ、公共交通に関する主な意見

１、鉄道について

あ、階段・エスカレーター

階段が狭く危険を感じる。エスカレーターが少ない。途中までしかない。

い、エレベーター

出来て便利になった。無くて不便。ホームの端にあり、歩行距離が長くなる

う、案内

聴覚障害者

エレベーターや乗換の案内がわかりにくい。アナウンスを文字化してほしい。

視覚障害者

エスカレーターの上り下り、通路の通行位置等が駅によってばらばらで分からない。

え、その他

ベビーカーで階段を利用するのが不便、危険。階段で風が強い。ホーム扉が出来て安心。

２、バスについて

あ、乗降

ノンステップバスは乗降しやすい。バスが停留所から離れて停車すると乗降しにくい。

い、停留所

バス停に上屋が欲しい。電光掲示の運行情報があるのは良い。

う、対応

着席する前に発車することがあり危険。利用者もお年寄りや子どもに優しくなってほしい。

え、その他

２人子どもがいるとベビーカー利用は難しい。ベビーカーの利用ルールを考えてほしい。

３、コミュニティバス、ビーぐるについて

あ、停留所

案内表示が小さく、バス停の位置がわかりにくい。

い、車両

小さい車両なので、混雑時の車いすやベビーカー利用は難しく、気をつかう。

４、タクシーについて

あ、乗降場

タクシー乗り場が少ない。どこにあるのかわかりにくい。

い、車両

足が不自由だと、乗降しにくい車両が多い。ワゴンタイプのタクシーを増やしてほしい。

う、対応

運転手の対応は人によって違う。（荷物やベビーカー・車いすの移動を手伝ってほしい）

設問５、区内の道路の状況について

回答の傾向

あ、道路への満足度は、満足している人と不満がある人がいずれも回答者の1/3程度であった。

い、回答者の半数程度が信号機や横断歩道の利用しやすさに満足している。

ｂ、道路や信号機、横断歩道等に関する主な自由意見

１、道路について

あ、歩道が狭い箇所が多い

い、歩道の横断勾配が急な箇所がある

う、歩道と車道の段差が無くなるとよい

え、急な坂道が多く、ベビーカー利用者やこうれいしゃが大変

お、工事後等、歩道の凹凸が気になる

か、歩行者と自転車の通行位置のルールがわかりにくい

き、ゴミや放置自転車、商店の看板が道路を狭めていたり、視覚障害者誘導用ブロックに乗っている

く、自転車のスピードが速く、マナーが悪い人が多いので危険。利用者のマナー向上が必要

２、信号機・横断歩道について

あ、音響式信号機が少ない、時間帯によってならないものもあり困っている。（視覚障害者）

い、残り時間表示式信号機を増やしてほしい。

う、青時間が短い信号機がある。

え、横断歩道で人と自転車が混在していて危険を感じる。

設問６、区内の施設について

回答の傾向

あ、全ての施設カテゴリで無回答が最も多く、意識したことがない、分からないと合わせると半数以上となる。バリアフリーについて特に意識せず生活している人が多い。

い、福祉施設では無回答が特に多く、こうれいしゃ、子育て支援施設などを日常的に利用する人は多くないことがうかがわれる。

ｃ、特に利用者の多い施設、（10件以上）

あ、公共施設（窓口・集会）

文京シビックセンター、（文京区役所）、小石川郵便局、区民センター

い、保健施設・病院

日本医科大学付属病院、東京大学医学部附属病院、順天堂大学医学部附属順天堂医院、駒込病院、小石川東京病院、東京医科歯科大学医学部附属病院

う、文化、教養、教育施設

スポーツセンター、真砂中央図書館

え、商業、宿泊施設

東京ドームシティ、クイーンズ伊勢丹小石川店、オリンピック白山店、文京グリーンコート、ホテル椿山荘東京、ドンキホーテ後楽園店

お、公園など

六義園、教育の森公園、小石川植物園、小石川後楽園、江戸川公園、新江戸川公園、大塚公園

ｄ、区内の施設に関する主な自由意見

あ、シビックセンターはエレベーターなどが完備され、インフォメーションがあるので利用しやすい。

い、古い施設は階段しかないので不便を感じる。（児童かんなど）

う、案内係がいて親切にしてくれる。（病院）

え、広いので車いす、ベビーカーでも利用しやすい（病院）

お、トイレが古く、和式が多いので使いにくい。（文化施設）

か、ウォッシュレットがないトイレが多い。（肢体不自由しゃ）

き、通路が狭く、車いすでは通りにくい。（図書館）

く、エレベーターやベンチが多いので使いやすい。（商業施設）

け、インフォメーションに手話のできる人がいてほしい。（聴覚障害者）

こ、公園にだれでもトイレを増やしてほしい。

設問７、案内地図、道案内、看板などの公共サインについて

回答の傾向

あ、回答者の7割程度が困ったことはない、気にしたことがないと回答。

い、困った理由としては案内の少なさに関係するものが多い。

設問８、心のバリアフリーについて

回答の傾向

あ、妊娠・子ども連れ、お年寄りや目に見える障害の認知度（少し知っている）は8割程度と高い。

い、知的・発達・精神障害や難病・内部障害、高次脳機能障害について「よく知っていた」と回答した人は全体の2割程度以下であった。

う、回答者の3割程度が心のバリアフリーについて言葉も意味も知っていると回答。

え、全ての項目で回答者の半数以上が心のバリアフリーを意識して行動している。

お、知る・考える、声をかける・手伝う行動について、3割以上が行動できていないと回答。

か、半数以上の回答者が子どもへの教育の場が必要としており、4割以上の回答者がサービス向上、自転車利用等への注意喚起、マナー向上が必要との認識がある。障害者等との対話・交流の必要性を認識している人は多くない。

ｄ、心のバリアフリーに関する主な自由意見

あ、障害のある人に声かけをしてもことわられることがあり、どうすれば良いか迷う。

い、自転車利用者のマナー向上や歩きスマホなどへの注意啓発が必要。

う、公共の施設等では職員一人一人が意識して声をかける、手伝う事をしてほしい。

設問９、観光のバリアフリーについて

回答の傾向

あ、「区内は来街者にとってわかりやすく安心して楽しめる」と感じている人、どちらともいえないと感じている人、そうでないと感じている人がそれぞれ２から３割であり、印象はさまざまである。

い、必要な取組としては案内サインの増加を挙げる人が半数弱と最も多く、次いで休める場所、手助けによるサービス、まちなかのバリアフリー化推進を挙げる人が３割程度であった。

ｅ、その他、バリアフリー全般に関する主な自由意見

あ、赤ちゃん連れに授乳、オムツ替えの出来るスペースを増やしてほしい。

い、以前より車いすで外出される方が増えたのは良い傾向。

う、バリアフリーに対する広報が少ないと感じる。

え、ハード面だけでなく、取締りや規制も必要。

お、オリンピックが近づいて外国の方も多く来るので皆気持ち良く出来る町が良い。

か、坂が多い地域なので子育て世代やお年寄りに優しい社会になってほしい。

き、バリアフリーと共にサービスやボランティアの支援も増やしてほしい。

参考６、まち歩きワークショップの実施概要と主な意見

１、開催日程

日時、平成２７年７月１５日、水曜日、１３時３０分から１７時３０分

会場、文京シビックセンター、２１階２１０２会議室

２、プログラム

あ、開会、説明、１３時３０分から１５分間

開会挨拶、区のバリアフリーの取り組み紹介、本日の目的及び進め方の説明

い、現地確認、１３時４５分から１２５分間

参加者自己紹介、班ごとの検証テーマ、現地確認ルートの確認、現地確認の出発準備

休憩、１５時５０分から１０分間

う、意見交換、１６時から６０分間

各班で意見交換

え、閉会、１７時から２０分間

各班からの報告、今後のスケジュール、閉会挨拶

３、参加者数

２７名、交通事業者及び事務局を除く

４、テーマと検証経路・施設

検証テーマ１、鉄道駅周辺のバリアフリー

検証経路、施設等

東京メトロ御茶ノ水駅、JR御茶ノ水駅、など

検証テーマ２、道路のバリアフリー

検証経路、施設等

白山通り、外堀通り、文京区道

検証テーマ３、建築物のバリアフリー

検証経路、施設等

湯島地域活動センター、シビックホール、とうだい病院、など

検証テーマ４、都市公園のバリアフリー

検証経路、施設等

小石川後楽えん、後楽公園

５、まち歩きワークショップでの主な意見

検証テーマ１、鉄道駅周辺のバリアフリー

あ、でいりぐち、通路

でいりぐちをもう少し分かりやすくしてほしい。（東京メトロ御茶ノ水駅）

い、ホーム

座れるところ（ベンチ）が少ない。（東京メトロ御茶ノ水駅）

う、エレベーター

基準は満足していても、車いすのタイプによっては、エレベーターの広さがじゅうぶんでないものがある。（東京メトロ御茶ノ水駅）

え、案内

エレベーターの案内が不じゅうぶんである。（東京メトロ御茶ノ水駅）

駅構内に音声案内がもっとあっても良い。（東京メトロ御茶ノ水駅）

お、全体

視覚障害者誘導用ブロックのメンテナンスが不じゅうぶんである。（東京メトロ御茶ノ水駅）

検証テーマ２、道路のバリアフリー

あ、幹線道路

歩道と車道の段差が２センチメートル程度の歩道が良い。（ちよだくないめいけい通り）

凹凸のある歩道は転倒の原因となり、危険である。（御茶ノ水駅乗換経路）

歩道や公開空地などに日陰とベンチがほしい。（外堀通りなど）

い、生活道路

目地はばの大きい舗装や樹木の根上がり、マンホールの段差等は危険である。

ガードレールと放置自転車が歩道の幅員を狭くしている。

う、交差点

歩道のえんせきにユーディーブロックが用いられており、車いす使用者でも移動しやすい。

エスコートゾーンがない横断歩道が多く、特に幅員の広い道路では危険に感じる。（視覚障害者）

音声案内や残り時間表示式の信号機を増やしてほしい。

青時間の短い信号機が多い。

え、坂道

手動の車いすだと急な坂道を下るのは危険である。（外堀通りから北に入る坂道）

お、歩道橋

ラクーアの敷地入口からこうらくえん駅前歩道橋へのエレベーターへの動線に視覚障害者誘導用ブロックがあると良い。

階段部に手すりや視覚障害者誘導用ブロックがあると良い。（こうらくえん駅前歩道橋）

スロープが長い時は、途中に休めるところがあると良い。（こうらくえん駅前歩道橋）

か、バス停

バスの行先案内の英語表示がほとんどない。

き、案内

バス停の場所がわかる案内が少ない。

く、全体

視覚障害者誘導用ブロックが剥がれている箇所が多いため、メンテナンスを行い、連続性を持たせてほしい。

音声ガイドを全般的に増やすべきである。

検証テーマ３、建築物のバリアフリー

あ、敷地内通路

タクシーやバス降車場から病院入口までの案内が不足している。案内してくれる人を配置するか、視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。（とうだい病院）

い、建物内通路

院内の通路が広くて移動しやすい。（とうだい病院）

う、受付、窓口

呼出受信機の音がなっても、画面の文字が見えないのでどこに行けば良いのかわからないため、読み上げ機能などがあると良い。（とうだい病院）

え、トイレ

一般トイレにも手すりがほしい。（湯島地域活動センター）

お、案内

トイレ前に音声案内を設置してほしい。（とうだい病院）

各階の案内ばんがもっと大きくても良い。（とうだい病院）

か、人的対応

笑顔で対応しており接遇が良い印象である。（湯島地域活動センター）

き、その他

磁気ループ対応している。（シビックホール）

でいりぐちに車いすや歩行車の貸出が多く備えられていて良い。（とうだい病院）

く、建築物全般

公共性の高い施設は、視覚障害者誘導用ブロックや音声案内などの設置方法を統一してほしい。

エレベーター内に閉じ込められるなどの緊急時に、耳の聞こえない方でも状況を把握し外部とやりとりができるモニター等があると良い。

道路から施設へ視覚障害者誘導用ブロックで誘導をしてほしい。

検証テーマ４、都市公園のバリアフリー

あ、えんろ

でいりぐちに車いすマークがあり、公園内を取り囲むように舗装されたえんろがある。（後楽公園）

砂利道が歩きにくい。（小石川こうらくえん）

い、トイレ

非常時に外に知らせるフラッシュライトがあって良い。（後楽公園）

う、休憩施設

ベンチが少ない。（後楽公園）

日影が少ない。（後楽公園）

え、案内

トイレのあんないばんはあるが、視覚障害者対応ではない。音声案内があると良いが騒音問題もあるため、シグナルエイド対応になると良い。（後楽公園）

お、でいりぐち

でいりぐちに視覚障害者誘導用ブロックがあると良い（段差のある入口を含む）。（後楽公園）

か、受付、人的対応など

砂利道用の車いすが貸し出されており、乗り心地・押し心地も良い。（小石川こうらくえん）

受付で障害者割引などの障害者向けの情報をわかりやすく表示してほしい。（小石川こうらくえん）

耳マークや筆談対応の案内がない。（小石川こうらくえん）

参考７、地域懇談会の実施概要と主な意見

１、開催日程

日時、平成２７年７月２７日、月曜日、１３時３０分から１５時３０分

会場、文京シビックセンター、２１階、２１０３、２１０４会議室

２、プログラム

あ、開会、説明、１３時３０分から１５分間

開会挨拶、区のバリアフリーの取組紹介、本日の目的及びプログラム

い、懇談、１３時４５分から１００分間

参加者自己紹介、地区の特徴、懇談の進め方の説明、テーマごとに懇談、模造紙の整理、まとめ

テーマ１、地区内でよく利用する施設、経路と、バリアフリー上の課題、改善策

テーマ２、地区のバリアフリー化を進めるために特に重要なこと

テーマ３、そのほか、日常生活の中で感じていること、など

う、閉会、１５時２５分から５分間

今後のスケジュール、閉会挨拶

３、参加人数

４６名、（学識経験者及び事務局を除く）

４、地域区分

文京区都市マスタープランに示す５地区（都心地域、したまち隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）について４班に分かれて懇談しました。

地域区分図は省略します。

５、地域懇談会での主な意見

Ａ、都心地域

あ、施設

シビックセンターはエレベーターホールでエレベーターを待っている際に、エレベーターが何階にあるかわからない。エレベーターを待つ時間が長いため、表示などがあった方が良い。

改修中の区民センター横の歩道が狭く、その歩道上に区民センターを利用する自転車が放置されたり荷捌き車両が乗り上げて駐車しており歩道が利用できない。

湯島総合センターの近くは坂が多くこうれいしゃにとっては利用しづらい。

メトロ・エムこうらくえんには車いす用のトイレがなく、駅のトイレを使うようにと言われたことがある。

都営三田線春日駅からシビックセンターに行くルートが複雑で分かりにくい。

東京メトロ御茶ノ水駅にはエレベーターはあるが利用者が多く、病院も近くこうれいしゃが多いことからエスカレーターがあるとよい。

い、地点、路線

千川通りは舗装の凹凸などがひどく、杖先がはまり先端のゴムが外れるなど管理状態が悪い。

春日町交差点は歩行者用の青信号が短くお年寄りは渡りきれない。

壱岐坂下交差点は横断歩道が斜めに設けられており、視覚障害者が渡るときは危険であり利用を避けている。エスコートゾーンが必要である。

ラクーア～東京ドーム～こうらくえん駅では車いすはラクーアからまわることになるが、経路が複雑で分かりにくい。

う、歩道

坂道も多いため、もっと街中にベンチを置いた方がいい。

視覚障害者誘導用ブロックをどの道にもつけてほしい。

視覚障害者誘導用ブロックが車いす使用者やこうれいしゃにとっても通行しづらい要因となっているため、大きさをもう少し小さくするなどできないか。

え、信号機など

信号に残り時間表示があるとわかりやすい（視覚情報が頼りの聴覚障害者にとっても必要）。

お、心のバリアフリー

エスカレーターの右空けの習慣は、片麻痺の人にとっては困る。最近案内されているようにエスカレーターの利用時のマナー向上が必要である。

自転車が歩道を走っており危険である。目の不自由な人にとってははくじょうが巻き込まれるなどの事故が起きている。自転車が安心して車道を走れるようにした方がいい（自転車レーンなど）。

Ｂ、したまち隣接地域

あ、施設

根津神社のつつじ祭りに行きたいが、階段や石畳などがあり、車いすで行くことは難しい。また、トイレの場所も、車いすでは行くのはほぼ不可能である。

い、地点、路線

しのばず通り沿いの歩道は狭く、真ん中に電柱が立っていたり、勾配があるため車いすでは通りづらい。また、音声ガイドがないため、視覚障害者にとっても歩きづらい。

千駄木駅周辺のしのばず通りは自転車のちゅうりんが多い。また、歩道が狭く、勾配（車道側へ斜めに傾いているなど）もあるため通りづらい。

しのばず通りの裏道は比較的通りやすいが、買い物等をするには表通りに出るしかないため、幹線道路沿い等の大きな通りのバリアフリー化をしてもらいたい。

う、歩道

バス停や電柱、自転車や車のちゅうりん・駐車などが、歩行や車いすでの通行を妨げている場所が多い。

坂道や勾配など歩道自体を改善することは困難かもしれないが、せめて、幹線道路沿いや坂道沿いを中心にベンチなどを点在させ、途中で休憩できる空間を整備してもらえると助かる。

え、案内

地下鉄での案内（車両事故等の緊急時の情報）は、放送だけでなく文字での情報もほしい。

お、心のバリアフリー

災害時の避難について、どのように行動すればよいか分からず、不安である。避難所での生活においても、障害について周囲の理解が得られるか不安である。

か、教育

子どもからあいさつしてくれるのはうれしい。

Ｃ、山の手地域東部

あ、施設

千石駅のＡ１出口は、階段が急で歩きにくい。

エレベーターかエスカレーターがあると便利である。

エレベーターのあるＡ５出口の正面に横断歩道があると良い。

い、地点、路線

しのばず通りは、歩道が狭いので拡幅してほしい（全体的に歩道が狭い）。

千石の商店がいは、歩道いっぱいに商品を陳列していて危ない。歩道上にはモノを置かないようにしてほしい。

旧白山通りの東洋大学周辺は、学生が多く、携帯や友達同士の話に夢中になっていて、ぶつかることが多く、危険である。また、歩道の舗装が粗く、車いすやベビーカーのタイヤが引っかかる。

補助１７８号線（白山上と白山下を結ぶ旧白山通り）は、歩道が狭く人が多いうえに、放置自転車が多い。白山上交差点・白山下交差点は、交差点のつくりが複雑で視覚障害者にはわかりづらい。エスコートゾーンを設置するなど横断歩道の方向がわかるようにしてほしい。

菊坂は歩道が狭く、車いすは車道を通行するしかない。上の道と下の道を結ぶ階段に手すりがついて便利になった。

う、大通り

将来的には歩道の拡幅が望ましいが、短期的な取組も進めてほしい。

対策案

凹凸の解消など歩道の部分改修。

歩道上にモノを置かないなどやさしいまちづくりの推進。

電柱を移設する、信号を長くするなどの事業者側の配慮。

え、生活道路

保健じょ通りは「コミュニティ道路」として整備され、非常に歩きやすくなった良い例である。他の道路でも展開してほしい。

お、信号機

本郷通り、白山通りなどの大通りは、横断歩道が長くて時間内に渡りきることができないので、青時間を長くしてほしい。

か、バス

バスの運転手によって乗降のしやすさが異なる。バスの正着やニーリングを徹底してほしい。

き、案内

主要施設は大通りから一本なかに入った細道に面していることが多く、場所がわかりづらい。

対策案

大通りから細道に入る交差部に音の案内を設置（もうどうりん、シグナルエイドで反応する設備など）。

大通りから細道に入る交差部にあんないばんを設置。

施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置。

く、ソフト面

自転車利用者のマナーが悪い。

区役所にバリアフリーのワンストップ窓口を設置してほしい。また、区民意見への対応が可視化できるようにしてほしい。

バリアフリーの報告会を毎年度実施するなど、継続的な取組をしてほしい。

Ｄ、山の手地域中央、山の手地域西部

あ、施設

江戸川橋駅はエレベーター設置が進んでいるが、エスカレーターが途中で終わってしまうので、こうれいしゃは困っている。

い、地点、路線

坂下通りは歩道が狭く勾配がついている。

春日通りと音羽中学校前通りの交差点は、三叉路であり信号が変則てきである。子供が多く使うが、右折専用信号がみじかすぎて危険である。また、車止めがひくすぎて視覚障害者がつまずく。

音羽中学校前通りは坂道が急で歩道が狭いので、身体能力が落ちている知的・精神障害者はすれ違いが怖いときがある。

音羽通りの交差点は利用が多く、枝道の歩行者がたまってしまっているので危険である（盲学校への動線でもある）。

跡見学園裏の通りは電柱の位置が悪く歩いているとぶつかる。（視覚障害者）

地蔵通りの商店がいは自転車が走り抜けるので怖い。

う、歩道整備

急すぎる坂は雨の日に滑るので、滑りにくい舗装などに配慮してほしい。

え、信号機など

高齢になった知的・精神障害者などは、広い道路では信号が青の間に渡りきれずに横断が苦痛になっている。

お、マナー

通学路では子供の通学マナーが悪く、狭い道で譲りあいができていない。

か、案内

聴覚障害者は視覚情報が頼りなので、目で見てわかる情報をまちなかに増やしてほしい。

案内サインの盤面などでは、色覚障害の人に配慮し、色だけでなく形の違いで情報を説明してほしい。

き、地域の特徴

文京総合福祉センターや盲学校を有する地域であり、多数の障害者等が利用しているため、江戸川橋駅から巻石通りから文京総合福祉センター周辺のバリアフリーは重点的に取り組む必要がある。

参考８、心のバリアフリーワークショップの実施概要

１、開催日程

日時、平成27年11月15日、日曜日、10時から16時まで

会場、文京総合福祉センター１階、文京総合福祉センター祭り

２、実施内容

障害者基幹相談支援センター主催の障害体験スタンプラリー内において、以下を実施しました。

あ、地域懇談会の結果のパネル展示、意見募集

意見数、25

い、心のバリアフリーの木の作成

意見数、77、うち体験の感想、51

３、主な意見、心のバリアフリーの木

項目１、経験した心のバリアフリー

あ、ベビーカーで電車を降りる時、いつも近くの人が手伝ってくれる。

項目２、心がけている心のバリアフリー

あ、バス内や電車内でこうれいしゃに席を譲った。

い、困っている人がいたら声を掛ける。お手伝いが出来たら気持ちも軽やかになる。

項目３、あるといいと思う心のバリアフリー

あ、押しつけがましくなく、ごく自然にできる社会が理想的である。

い、自分には遠いこととは思わずに、地域の取組として関わらないといけないと思った。

項目４、こうれいしゃ体験をして感じたこと

あ、視界が狭かったり見えづらいのに体が重かったりと色々な動作に時間がかかると思った。

い、老人は大変だと思った。席を譲ろうと思う。

項目５、視覚障害体験をして感じたこと

あ、初めて杖を持って視覚障害がどんなものかわかった。

い、点字ブロックはとてもよくできているなと思った。また物があるととても困ることがわかった。

項目６、全体

あ、こうれいしゃや障害者の方は本当に大変だと感じた。

い、もっと多くの人にこのような障害体験をしてわかってもらえる場を提供してほしい。

参考9、移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要

国土交通省「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正について」をもとに作成

１、移動等円滑化の意義及び目標

あ、移動等円滑化の意義

本格的高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、こうれいしゃ、障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応

い、移動等円滑化の目標

旅客施設や車両、道路、公園、建築物等について、平成32年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定

２、施設設置管理者が講ずべき措置

あ、適切な情報提供

視覚障害や発達障害など、情報に係る障害をもつ人への対応を含めた多様な障害者等への対応をより具体的に推奨

い、職員等の教育訓練

施設設置管理者による職員等への教育訓練に関し、ＰＤＣＡサイクルの中でマニュアル整備や研修実施へのこうれいしゃ、障害者等の意見反映や参画を推奨

３、基本構想の指針

あ、重点整備地区における移動等円滑化の意義

ａ、市町村が重点整備地区について作成する基本構想の必要性を強調

ｂ、作成した基本構想について、地域のこうれいしゃ、障害者等が参加しつつ、関係事業の実施状況等を把握しながら成果の評価を行い、内容の段階的かつ継続的発展を図る「スパイラルアップ」をより強く推奨

４、移動等円滑化施策に関する基本的事項その他

あ、国民の責務

国民が、こうれいしゃ、障害者等の自立した生活の確保の重要性等について理解を深める「心のバリアフリー」において、外見上わかりづらい聴覚、精神、発達障害など障害に多様な特性があることに留意する必要性を明示

表、各施設などの整備目標

区分１、鉄軌道

１、鉄軌道駅

平成32年度まつまでの目標、（全国ち）

3,000人以上を原則100%、利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化

２、鉄軌道駅、ホームドア・可動式ホームさく

平成32年度まつまでの目標、（全国ち）

優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進

３、鉄軌道車両

平成32年度まつまでの目標、（全国ち）

約70%

区分２、バス

１、バスターミナル

平成32年度まつまでの目標、（全国ち）

3,000人以上を原則100%、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

２、乗合バス、ノンステップバス

平成32年度まつまでの目標、（全国ち）

約70%（リフト付きバス等を除く）

３、乗合バス、リフト付きバス等

平成32年度まつまでの目標、（全国ち）

約25%

区分３、タクシー

１、福祉タクシー車両

平成32年度まつまでの目標、（全国ち）

約28,000台

区分４、道路

１、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路

平成32年度まつまでの目標、（全国ち）

原則100%

区分５、都市公園

１、移動等円滑化園路

平成32年度まつまでの目標、（全国ち）

約60%

２、駐車場

平成32年度まつまでの目標、（全国ち）

約60%

３、便所

平成32年度まつまでの目標、（全国ち）

約45%

区分６、路外駐車場

１、特定路外駐車場

平成32年度まつまでの目標、（全国ち）

約70%

区分７、建築物

１、不特定多数の者等が利用する建築物

平成32年度まつまでの目標、（全国ち）

約60%

区分８、信号機等

１、主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等

平成32年度まつまでの目標、（全国ち）

原則100%

用語集

１、愛の手帳

東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために交付するもの。障害の程度によって、１度から４度に区分される。

２、アクセス

目的の場所などを利用するために接近すること。

３、移動等円滑化

こうれいしゃ、障害者等の移動又は施設の利用にかかる身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。（＝バリアフリー化）

４、移動等円滑化基準

バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた旅客施設、車両、道路、信号機、建築物、路外駐車場、都市公園などに関する基準。

５、移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第3条第１項に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。（平成23年3月31日改正）

６、エスコートゾーン

視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。

７、オストメイト

人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部又は一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している。

８、オストメイト対応設備

トイレ等でオストメイトが排せつ物の処理やストーマ装具の交換・装着などをするための設備であり、汚物流し台やカウンター、荷物用フック、化粧鏡、着替え台などがある。

９、ガイドライン

国や自治体などが、関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。

１０、回遊性

地域内などにおける複数の目的地相互の、行ったり来たりのしやすさ。

１１、輝度

ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。

１２、QRコード

白と黒の四角で構成された模様の2次元コード。携帯電話やスマートフォンなどで読み取ることで文字情報やURL（ウェブページのアドレス）などのデータを読み取ることができる。

１３、グレーチング

鋼材を格子状に組んだ側溝の蓋。

１４、経過時間表示式信号機

信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、経過時間（待ち時間および残り時間）を表示した信号機。

１５、建築物バリアフリー条例、（東京都）

「こうれいしゃ、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（平成15年施行、平成18年改正）の通称。バリアフリー法第14条第3項の規定により、都内の建築物に対しバリアフリー化の義務付け対象の拡大や整備基準の強化を行っている。

１６、交通政策基本法

平成25年12月4日公布、施行。交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定めている。

１７、交通バリアフリー法

「こうれいしゃ、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年11月15日施行）の略称。公共交通機関のバリアフリー化と、区市町村が定める移動円滑化基本構想（交通バリアフリー基本構想）の枠組みを定めたもの。バリアフリー法の施行に伴い、ハートビル法と統合、拡充された。

１８、合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮。

１９、高齢化率

総人口に対する65歳以上の人口の割合。

２０、心のバリアフリー

こうれいしゃ、障害者等に対する無理解や誤解を取り除き、相手の気持ちになって考え、支え合っていくこと。また、こうれいしゃ、障害者等の施設の利用等を妨げないことや移動及び施設利用を手助けすること等の支援により、円滑な移動及び施設利用に積極的に協力すること。

２１、コミュニケーション支援ボード

障害者や外国人などのコミュニケーションをとりにくい方が、自分の意志を相手に伝えるために利用する絵や図記号が示されたボード。

２２、コミュニティ道路

人と車の調和を図り、歩行者等が安全かつ安心して利用できる道路。車道を蛇行させる、ジグザグにする、車道面を隆起させたハンプを設置するなど、心理的、物理的に車の速度が低下するように設計されている。

２３、コミュニティバス

従来の路線バスによるサービスを補う公共交通サービスとして、自治体が関与して運行する乗合バス。生活道路など狭い道を運行するため、小型バスが使用されることが多い。

２４、サイン

道路や鉄道駅、建築物などに設置される誘導表示や案内図。

２５、市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、建築物と公共施設とを一体てきに整備することにより、木造住宅の密集地域や住宅、店舗及び工揚などが混在し、 防災面や居住環境面で課題を抱える市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。

２６、視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロック。

２７、施設設置管理者

公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等および建築主等のこと。

２８、自転車走行空間整備

自転車が安全に走行できる空間を道路上に整備（自転車道、自転車専用通行帯、路肩のカラー化や路面標示、交通規制など）すること。

２９、自転車ナビマーク

自転車の安全な通行を促し、自転車利用者等に自転車の通行動線を知らせる青色の矢羽根型等法定外表示のこと。

３０、自転車レーン

自転車専用通行帯。道路交通法第６３条の３の規定により、車両通行帯のうち、自転車が通らなければならず、また軽車両以外の車両が通行してはならない車両通行帯のこと。道路標識や路面標示で通行の区分が指定されている。

３１、社会的障壁

障害者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある方への偏見など）その他一切のもの。

３２、重点整備地区

バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体てきに推進すべき地区として区市町村が定めるもの。

３３、障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年6月制定、平成28年4月1日施行）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、差別の禁止と合理的配慮などを位置づけた。

３４、障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成25年施行）の通称。地域社会における共生の実現に向けて。障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。

３５、触知（案内）図

視覚障害者が触覚により空間認識を行うための地図。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様で、注記を点字で表現したもの。

３６、身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明になる。障害の等級には、障害の程度により、１級から６級がある。

３７、スパイラルアップ

計画、Plan、実施、Do、評価、Check、改善、Action、のP、D、C、A、サイクルに基づき取組を進めながら理想に向かっていくプロセス。「継続的に改善すること」として用いられる。

３８、生活関連経路

生活関連施設相互間の経路。

３９、生活関連施設

こうれいしゃ、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

４０、精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定された障害者手帳。一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで各種サービスが受けやすくなる。手帳の有効期限は２年で、障害の程度により１級から３級がある。

４１、バスの正着

バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。

４２、多機能トイレ

車いす使用者が使用できる広い空間が確保され、さらに足の不自由な人、乳幼児同伴者、オストメイト等の多様な利用者に対応した設備を設けたトイレ。

４３、だんばな

階段のふみづらの先端部。

４４、東京都福祉のまちづくり条例

平成21年３月改定。ユニバーサルデザインを基本理念とし、こうれいしゃや障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とする。施行規則において、対象となる施設や整備基準を定めている。

４５、特定建築物

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の人が利用する建築物又はその部分。

４６、特定事業

バリアフリー法に基づく基本構想に記載される事業（バリアフリー化に関する事業）で、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業及び都市公園特定事業をいう。

４７、特定公園施設

都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場、休憩場、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識などがある。

４８、特定事業計画

バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画がある。

４９、特定旅客施設

旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他政令で定める要件に該当するもの。政令では、一日当たりの平均的な利用者の人数が5,000人以上であることを要件としている。

５０、特定路外駐車場

道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物び付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。

５１、特別支援学校

学校教育法で規定された、心身障害児を対象とする学校。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者 (身体虚弱者を含む) に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

５２、ニーリング

バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、乗り降りをしやすくする機能。

５３、認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を地域で見守る応援者。講師役である「キャラバン・メイト」が、地域住民や職域団体・学校等を対象に、認知症の基礎知識やサポーターとして何ができるか等を学ぶ「認知症サポーター養成講座」を随時開催している。

５４、ノンステップバス

乗降部に階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際はスロープ板などを出す。ノンステップバスにおける乗降口床面の高さは270mm以下とされている（公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン）。

５５、ハード・ソフト

ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。ソフトとは人、システム、制度などに主に運用に関するもの。

５６、ハートビル法

「こうれいしゃ、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。一定規模以上の特別特定建築物の新築などにおける基準適合義務などを定めたもの。バリアフリー法の施行に伴い、交通バリアフリー法と統合された。

５７、パブリックコメント、意見公募

行政が計画を策定する際に、あらかじめ計画の原案を公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

５８、バリアフリー

障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、すべての障壁を含む。

５９、バリアフリー基本構想

バリアフリー法に基づき、区市町村が、当該区市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、こうれいしゃ、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体てきな推進に関して定める構想。

６０、バリアフリー法

「こうれいしゃ、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日施行。

６１、バリアフリールート

障害者などが円滑に移動できる経路。十分な有効幅員の確保や、段差・高低差の解消が図られていることが必要となる。

６２、P、D、C、A、サイクル

「スパイラルアップ」の項を参照。

６３、ピクトグラム

「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号（サイン）の一つ。

６４、福祉タクシー

道路運送法第３条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。

６５、「文の京」外国人おもてなし隊育成事業

日常生活の中で、区内の観光地やお店、街中などで困っている外国人に対し、積極的に声をかけ外国語で案内等をするとともに、日本のおもてなしの心を伝えていくボランティアを育成する事業。

６６、文京区基本構想

区の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本区行政の最も上位に位置する総合計画。平成22年6月に「文京区基本構想（歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」）」が策定された。

６７、文京区都市マスタープラン

都市計画法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として平成8年に策定し、平成22年度に改定したもので文京区に住み、働く人がまちに魅力を感じ、誇ることができ、そして区外から訪れたいと思ってもらえるようなまちづくりのビジョンを示したもの。

６８、文京区福祉環境整備要綱

昭和60年施行、平成14年改正。ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者等が区内の公共的性格を持つ建築物、道路、公園などを容易に利用できるようにするため、これらの施設の整備基準を定めたもの。

６９、ホームドア・可動式ホームさく

駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切り。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐ。可動式ホームさくは高さが床面から腰高程度のタイプ。

７０、ユニバーサル社会

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわりなく、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

７１、ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

７２、路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと。

７３、ワークショップ

一方的な情報提供でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で問題解決や創造を行う場、又はその活動手法のこと。

以下、奥付を記載。

以上